

課題解決に向けた 私たちの取り組みの展開

1 計画の体系

基本理念

人権が尊重され、誰もがいきいきと暮らし、活躍できる都市、名古屋を目指して

基本目標

地域共生社会の実現に向けて、市民、地域に関わる多様な団体、社会福祉協議会や行政が互いに手を携えて連携・協働し、誰もが役割を持って、つながり支えあいながら、自分らしく暮らし活躍できる地域を目指します。

福祉課題・生活課題

地域でのつながりの
希薄化と孤独・孤立
の状態にある人の
問題

支援が必要な人と
必要な支援が
結びついていない
ことの問題

地域福祉活動
への参加と
多様な担い手確保
の問題

連携・協働・ネットワーク体制の問題

取り組むべき方向性

1

つながり支えあう
地域をつくる

～孤独・孤立の状態
を生まない地域を目
指す～

2

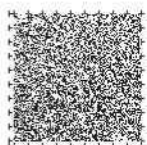
一人ひとりの
「暮らし」に寄り添い
支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、
手助けが必要な人を支
える～

3

地域で活躍する
多様な担い手を育む

～人、場、活動、情報
などの社会資源がつな
がる地域づくり～



方 策

3つの「取り組むべき方向性」を支える
連携・協働の仕組みづくり①孤独・孤立の
状態を生まない
地域づくり

- I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出
- II. 見守り活動の再興と充実

②困ったときに
支えあい助けあえる
地域づくり

- I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり
- II. 災害時に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進
- III. 避難生活における福祉的な配慮

③様々な困りごとを
包括的に受け止め
支える仕組みづくり

- I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進
- II. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進
- III. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや、犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

④地域で安心して
暮らし続けるための
支援の仕組みづくり
(権利擁護の推進)

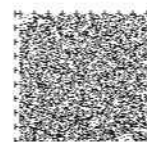
- I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進
- II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

⑤「支え手」「受け手」
の関係をを超えて
誰もが活躍できる
地域づくり

- I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり
- II. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供
- I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

⑥多様な主体の
参画と協働による
地域福祉の推進

- II. 企業の社会貢献活動等との協働
- III. 地域福祉活動を支える環境整備



2 具体的な取り組みの展開

取り組むべき方向性

1 つながり支えあう地域をつくる

～孤独・孤立の状態を生まない地域を目指す～

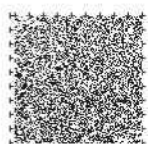
■方策① 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出

具体的な取り組みの内容	頁
1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。	P 54
2) 住民同士の様々なつながりをつくる、住民による活動を支援します。	P 54
3) 多様性を理解しあい、様々な人が立場や背景を超えて参加できる共生型の地域づくりを進めます。	P 55
4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。	P 58

II. 見守り活動の再興と充実

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等の見守り活動が円滑・活発に行われるように支援します。	P 59
2) 地域における見守り活動の充実を図り、孤立しがちな人を見守る仕組みづくりを進めます。	P 59
3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し、連携して地域での見守り活動を行うための働きかけを行います。	P 62

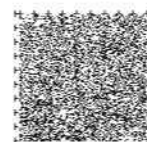


★主体別の取り組み（方策①） 孤独・孤立の状態を生まない地域づくり

市民		
・挨拶から始まる日頃のご近所との関係を大切にする。 ・地域とのつながりのない人がいたら、どのように関わっていくことができるのかを皆で考える。 ・認知症の人や障害者、外国人市民等への理解を深める。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・認知症の人や障害者、外国人市民等への理解を深めるとともに、その人に適した情報提供を行う。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりに協力する。		
・障害者、外国人市民等も含め住民同士が知り合い、交流できる機会をつくる。		・住民の地域福祉活動に協力する。

市	社会福祉協議会
・地域での住民交流・ふれあいを育む活動を支援する。 ・共生型の地域づくりに向けた広報・啓発を推進する。 ・孤立しがちな人への見守り体制を推進する。 ・地域で見守り、支えあうためのネットワークづくりを推進する。	
< 主な関連施策や事業等 > ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者の孤立防止事業 ・ICTを活用したフレイル予防・見守り事業 ・あんしんエンディングサポート事業 ・はいかい高齢者おかえり支援事業 ・青少年育成市民会議（地域の世話やき活動等の実施） ・子ども食堂コーディネート事業 ・赤ちゃん訪問事業 ・市営住宅ふれあい創出事業 ・高齢者の見守り支援事業 ・高齢者の見守り協力事業者登録事業 ・障害者差別相談センター ・ナゴヤあいサポート事業 等	< 主な関連施策や事業等 > ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業（運営の受託） ・ふれあい・いきいきサロン活動の支援 ・コミュニティワーカー（学区担当者）としての地域支援 ・子ども食堂推進事業 ・子ども食堂コーディネート事業（事業の受託） ・ふれあい給食サービス事業の支援 ・福祉教育・福祉学習 ・ふれあいネットワーク活動の支援 ・高齢者の見守り支援事業（事業の受託） ・なごやかエンディングサポート事業 ・あんしんエンディングサポート事業（事業の受託） ・障害者差別相談センター（運営の受託）

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等様々な住民が地域で共に生きるためのつながりの創出

具体的な取り組み

現状と課題（13, 17頁）

1) 小学校区を圏域として福祉活動を進めていくための組織である「地域福祉推進協議会」の活動を支援します。

誰もが安心して暮らせるまちを目指して、区政協力委員、民生委員・児童委員を始めとする地域住民が主体となって、市内全小学校区に「地域福祉推進協議会」が設置されています。

「地域福祉推進協議会」では、ふれあい給食や世代間交流、身近な場所で気軽に集まる「ふれあい・いきいきサロン」、さり気ない見守りを行うふれあいネットワーク活動など地域の特徴に応じた活動を行っています。

それぞれの活動が計画的かつ効果的に取り組まれるようコミュニティワーカー等が専門的な支援をすることで、地域での住民同士の相互理解を深め、互助的な見守りや助けあい活動の推進を図ります。

★事例 中村区豊臣学区での出前相談の取り組み

中村区の豊臣学区では、ひとり暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者宅などを訪問して、困りごとを直接伺う「出前相談」を行っています。町内会長、民生委員・児童委員、社会福祉協議会のコミュニティワーカーやいきいき支援センターの職員も一緒に訪問をしています。困りごとがある場合は、その場で対応したり、後日ボランティア等を調整して困りごとの解決に取り組んでいます。



★事例 ひとり暮らし高齢者等ふれあい給食サービス

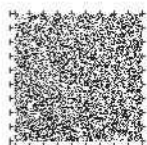
熱田区の大宝学区地域福祉推進協議会では、ひとり暮らし高齢者等を対象とした、「ふれあい給食サービス事業」（給食事業）を40年以上継続して実施しています。コロナ禍を経て、中止されていた「会食」が再開し、参加者が一同に会し食事をしながら交流できるようになりました。

食事の提供だけでなく、外部講師を招いて「健康に役立つ講話」なども併せて実施しており、参加者の心身の健康の増進、専門職へ相談できる機会にもなっています。



2) 住民同士の様々なつながりをつくる、住民による活動を支援します。

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人市民等が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通し、地域の関係づくりを進める「ふれあい・いきいきサロン」「子ども食堂」などの住民による活動は、新たな仲間との出



会いや近隣とのつながりづくりに寄与するだけでなく、参加する人が自分らしく過ごせる場所でもあります。このような多様で個性豊かな地域活動が身近な地域に生まれるよう取り組んでいる老人クラブ、子ども会、女性会等の住民主体の活動を支援します。

★事例 ちくたくサロンの取り組み

名東区の極楽学区は一戸建住宅が多く、年々高齢化が進んでいます。元民生委員・児童委員である主宰者が交流のきっかけをつくるため、所有するコーポの1室を提供し、民生委員・児童委員を退任した人に呼びかけ、有志のボランティアによる集いの場として、ふれあい・いきいきサロン『ちくたく』を週1回開催しています。



毎回提供しているランチは、食材を通じて四季を感じられるよう工夫しています。ボランティアスタッフは、男女を問わず食事を囲んで気軽に参加してもらえる雰囲気を作り、心掛け笑顔でお迎えしています。

3) 多様性を理解しあい、様々な人が立場や背景を超えて参加できる共生型の地域づくりを進めます。

誰もが人としての個性や生き方を認めあいながら、「支え手」「受け手」の関係を超えて、共に生きる地域社会の実現を目指します。

地域に居住している期間の長短、年齢や性別、障害の有無、国籍や文化、経済的に困窮していることなどの特性や背景の違いがあっても、同じ地域で暮らす一員として誰ひとり取り残されることなく、誰もが地域の中で自分らしい暮らしを送ることができる地域づくりを進めます。

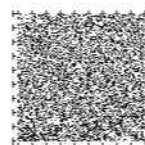
そのために、同じ地域に暮らす人が持つ困りごとや生活のしづらさを、解決すべき課題として誰もが共感できるような広報啓発の取り組みや、必要な情報が必要な人に適した形で提供されるための取り組み、学習の機会づくり、地域交流、見守り活動等の促進を図ります。

○認知症の人

認知症になっても地域で安心して暮らし続けるためには、周囲の認知症への正しい理解が必要となります。こうした理解を広めるため、認知症サポーター養成講座における講師役であるキャラバン・メイトを養成することにより、認知症サポーターの養成体制の強化を図り、認知症の人と家族を地域で支えるつながりづくりを進めます。

■認知症サポーターの養成

認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人と家族を温かく見守る「応援者」です。市内のいきいき支援センター等が実施する認知症サポーター養成講座を受講すると、その証としてオレンジリングが交付されます。



★事例 中区認知症にやさしいまち大須プロジェクト

中区では、大須商店街・大須学区を認知症支援にかかる普及啓発及び風土形成のシンボルタウンとし、平成30年度から「認知症にやさしいまち大須プロジェクト」を実施しています。

地元アイドルグループの「OS☆U」も参加する認知症サポーター養成講座を実施するほか、小中学校でも養成講座を行い、幅広い世代の理解を深めるとともに、商店街店舗にも認知症サポーター協力店として多数登録いただいています。



オレンジリングをつけた
ふれあい広場の招き猫

○障害者

障害者が地域で安心して生活をするためには、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去を進め、社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティ（利用しやすさ）の向上を図ることが重要です。

本市では、障害の有無にかかわらず誰もが、かけがえのない個人として尊重され、お互いを思いやる気持ちを持ちながら、安心してともに暮らせる地域社会を目指し、「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例」を制定しました。不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるとともに、障害者差別相談センターを設置し、障害者や家族、事業者などを対象に障害者差別に関する相談を受け、内容に応じて関係者間の調整や合理的配慮の提供支援などを行っています。

また、「障害者と市民のつどい」などの交流イベントや学びの機会の提供、ナゴヤあいサポート事業の実施等を通じた地域との協働活動の機会を通じ、すべての市民に対して障害や障害者に関する正しい理解の促進を図ります。

■「障害者と市民のつどい」などの交流イベント

○ふれあい広場のつどい

久屋大通公園で、障害者団体のチャリティーバザー、疑似体験コーナー、各種展示等を実施しています。

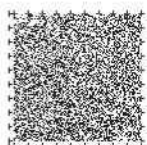
○障害者週間記念のつどい

12月の障害者週間を記念して、映画上映や講演等を実施しています。

■精神保健福祉普及運動

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深めるため、国、都道府県、市区町村が広報活動を実施します。

○精神障害のある人が地域で生活する様子を描いた動画を公開しています。



■ナゴヤあいサポート事業

障害の特性を理解し、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」を養成することにより、障害の有無にかかわらず、全ての人が住みやすい社会の実現を目指す取り組みを実施しています。

研修では、障害のある人が、当事者の声を届ける講師として活躍しています。

・あいサポーター

「あいサポーター養成研修」受講者を「あいサポーター」として認定し、あいサポートバッジを交付します。



あいサポートバッジ

・あいサポートキッズ

「あいサポートの心」を持って行動する子どもたち（小学生）のことです。あいサポート運動や障害理解に関する研修を受講すると、あいサポートストラップを交付します。



あいサポートストラップ

・あいサポート企業・団体の認定

従業員等を対象とした「あいサポーター養成研修」等に
取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。

○外国人市民等

地域で過ごす外国人市民等と日本人とが互いに認めあい、ともに地域に参加し、誰もが生きがいや役割を持って、安心・安全に暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進します。

そのために、外国人市民等に必要な情報が伝わり、理解されるよう、多様な言語・手段による情報提供や、やさしい日本語やイラストを使用するなど対象に合わせた情報発信の工夫、日本語教育を受けることを希望する外国人市民等が日本語の習得機会を得られるようにするための体制づくり等の取り組みを進めます。

■外国人市民等

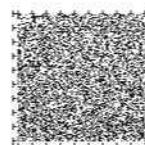
市内に住所を有して生活していたり、何らかの理由により市内で過ごしたりしている外国籍の人のほか、日本国籍を取得した人や国際結婚によって生まれた子どもなど外国の文化を背景に持つ人など、外国にルーツを持つ人のことをいいます。

■やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を外国人市民等にもわかるように配慮した簡単な日本語のことです。何が「やさしい」のかは、相手によって違います。相手のことを考えて、いろいろ試しながら、お互いコミュニケーションがとれる方法を見つけることが大切です。

■日本語教室サーチ『なごにほ』

名古屋市内の日本語教室の情報や、各教室のボランティア募集情報を検索することができるウェブサイトです。日本語を学習したい外国人市民等への情報提供や、ボランティアを募集したい日本語教室運営者とボランティア希望者とのマッチングを促すことを目的として運用しています。



★事例 港区日本語教室「まるいけスマイル」の取り組み

港区にある市営住宅丸池荘は、外国人市民の入居率が高く、日本語が全くわからない外国人の子どもも多くいます。地域住民の「何とかしたい」という思いで日本語教室「まるいけスマイル」が立ち上がりました。ボランティアの学生や地域住民が子どもたちに勉強を教えています。



週1回開かれている教室は、部屋いっぱい子ども達が集まり、勉強をしたり友達と遊んだりと多くの子どもたちの居場所となっています。

4) 同じ悩みを抱えた当事者や家族が出会う場、機会づくりを支援します。

孤独・孤立の状態にあることが事態を複雑化、深刻化させる要因になることから、本人や家族が同じ課題を抱えた人々と出会い、語り合い、学び合えるような場や機会づくりを支援するとともに、当事者の声を発信する機会を応援します。

★事例 中村区ささしまサポートセンター「みちくさカフェ」の取り組み

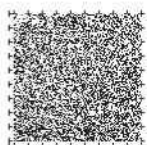
ささしまサポートセンターでは、以前路上生活をされていた人がアパートに住んでからも、地域から孤立せずに生活できるよう、気軽に立ち寄り交流のできる「みちくさカフェ」を毎月開催しています。路上生活をしている人も参加されるため、現在アパート暮らしをしている人と情報交換をしたり、相談をすることで今後の生活について考えていただくきっかけにもなっています。



★事例 名古屋市若年性認知症本人・家族交流会「あゆみの会」

認知症相談支援センターでは、若年性認知症の本人や家族が集う交流会「あゆみの会」を毎月第4土曜日に開催しています。同じような立場の人が情報交換し、交流を育みながら仲間同士で支えあい、病気と共に前向きに生きるためのピアサポートの場として機能しています。

あゆみの会で知り合った当事者同士は、お互いの連絡先を交換し、定例会以外でも交流を深めたり、企業のサービスや商品づくりに協力したり、自らの体験を社会に発信し、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりに寄与する活動も行っています。



Ⅱ. 見守り活動の再興と充実

具体的な取り組み

現状と課題（13, 15頁）

1) 地域福祉推進協議会による「ふれあいネットワーク活動」等の見守り活動が、円滑・活発に行われるように支援します。

ひとり暮らし高齢者、障害者や子育て世帯、外国人市民等地域で見守りが必要な人に対し、町内会・自治会やそれよりも狭い近隣エリアなどを圏域として、対象者を複数の地域住民等で見守る活動を支援します。

★事例 地域住民による「ふれあい電話訪問活動」

東区の砂田橋学区では、地域福祉推進協議会活動として「ふれあいネットワーク活動」に取り組んでいます。この活動は、地域に住んでいる皆さんが、安心して暮らし続けることができるように、地域での助けあいや声かけ、見守りなどを行うものです。学区の一部のエリアで、つながりづくりのために「ふれあい電話訪問活動」を実施しており、高齢者等に、ボランティアが月1～2回程度お電話し、近況や最近の話題などを自由にお話ししています。会話の中から困りごとの相談と解決につながったこともあります。また、地域福祉推進協議会主催の研修兼ふれあいネットワーク活動報告会を開催し、学区住民に対し活動への理解を広げています。



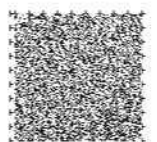
2) 地域における見守り活動の充実を図り、孤立しがちな人を見守る仕組みづくりを進めます。

地域福祉推進協議会、民生委員・児童委員、老人クラブや女性会の会員など地域の多様な主体による見守り活動への一層の支援を図るとともに、見守りアプリなどのICT機器を活用した見守り施策や、身寄りのない高齢者の生前の見守りと死後の葬儀や家財処分等の手続きのサポートを行う「エンディングサポート事業」等の取り組みを推進し、一人暮らしや身寄りがないことなどにより孤立しがちな人への見守り体制を充実させます。

また、見守り活動の担い手と各区役所に配置している高齢者福祉相談員、各いきいき支援センターの見守り支援員との連携を進めるなど、安心して見守り見守られることができる地域をつくるための取り組みを進めます。

また、地域で高齢者を見守るための地域支援ネットワークづくりを進める「高齢者の孤立防止事業」、認知症による行方不明者を早期発見するための「はいかい高齢者おかえり支援事業」、児童の登校時の声かけなどを行う「地域の世話やき活動」等や地域の子育て情報の提供などを行う「赤ちゃん訪問事業」等、地域で子どもを見守る取り組みを展開し、地域の力を高めていく取り組みを進めます。

さらに、市営住宅では、「市営住宅ふれあい創出事業」における高齢者見



守り支援事業により、75歳以上の単身世帯、夫婦世帯等を対象として巡回員が定期的に電話連絡や戸別訪問を実施し、安否確認や簡易な生活相談等の支援を行います。いきいき支援センター、地域住民と連携・協働しながら一体的に取り組みます。

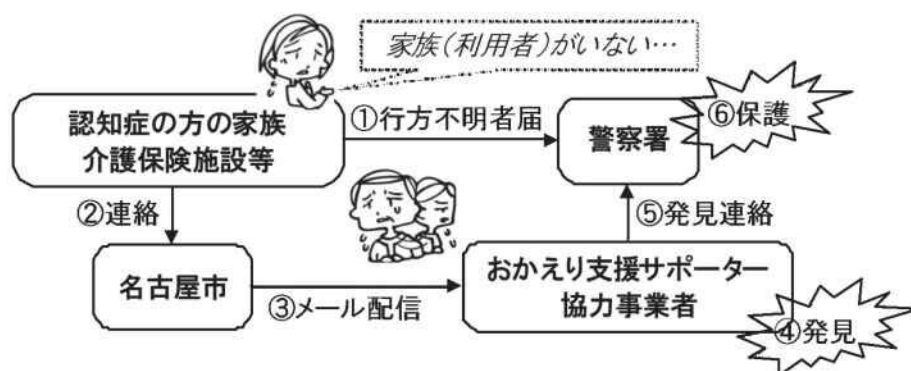
■いきいき支援センターの見守り支援事業 「高齢者の見守り支援事業」

見守り支援員が孤立しがちな高齢者に対して、福祉・介護サービス等の調整や、見守りのネットワーク構築など、一人ひとりに合わせた丁寧な支援を実施しています。また、ボランティアを養成し、支援が必要な高齢者への安否確認と不安感・孤立感の解消を図るために定期的な電話による見守り活動（いきいきコール）を行っています。

■認知症の人を地域で見守る取り組み 「はいかい高齢者おかえり支援事業」

徘徊のおそれがある人の情報を登録した上で、その人が行方不明となった場合に、身体的特徴や服装等の情報を「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」に対してメールし、早期発見する仕組みづくりを進めています。

なお、「おかえり支援サポーター」及び「協力事業者」とは、搜索協力依頼のメールを受け取った場合に、可能な範囲で搜索のための情報を提供いただく協力者のことです。令和5年度末現在で、8,031件のメールアドレスが登録されています。登録には、okaeri@sg-m.jp まで電子メールを送信してください。

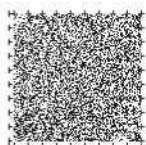


★事例 支援者をつなぐ「私の見守りカード」（南区高齢者孤立防止対策部会の取り組み）

高齢者と、その人を見守っている人が、任意で連絡先等を記載して高齢者宅内に貼って共有することで、日ごろから高齢者を見守る支援者同士がつながるきっかけを作るとともに、協力して見守りができる地域を目指しています。



「私の見守りカード」



★事例 「地域の子どもは地域で守り育てる」地域の世話やき活動

地域の大人として、近所の子どもたちに関心をもち、日常的に積極的に声かけなどを行う中で、ときには励まし、ときには注意や助言をしながら、温かく見守る地域ぐるみの活動です。

主な活動内容としては、以下のような取り組みを行っています。

- ・校門前に立ち、登校する生徒に対し積極的にあいさつ運動
- ・主要交差点等に立ち、登下校中の子どもに対し見守り活動
- ・夕方及び夜間に危険個所の確認等のパトロール 等

★事例 民生委員・児童委員による「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」



民生委員・児童委員の
普及・啓発キャラクター
「ミンジー」

名古屋市の民生委員・児童委員は、「65歳以上のひとり暮らし高齢者」と「75歳以上の高齢者のみ世帯」に対して見守りや生活相談を行う「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」を独自に行っており、特に病気がちな高齢者やご近所とのつきあいが少ない高齢者については、月に2回程度定期的に訪問しています。



■民生委員・児童委員とは

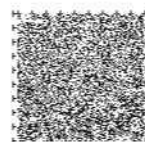
住民の抱える福祉に関する様々な困りごとに対して、地域の身近な相談役として活動するボランティアで、市内で約4,300人が厚生労働大臣から委嘱されています。

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上の様々な相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者、障害者、子育て世帯等の見守りなどにも重要な役割を果たしています。

なお、民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する者として、厚生労働大臣により「主任児童委員」に指名されています。区域を担当する民生委員・児童委員と連携しながら子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。



民生委員・
児童委員の
マーク



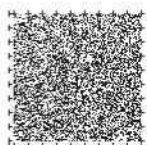
3) 地域の身近な商店や企業、社会福祉法人などに対し、連携して地域での見守り活動を行うための働きかけを行います。

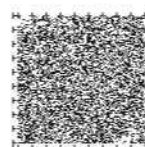
定期的に住民宅を訪ねることを業務とする、地域の身近な商店や企業などに対し、地域で見守り、支えあうネットワークの一員として協力してもらえるよう働きかけを行います。

また、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に協力する商店や企業等事業者を登録する「高齢者の見守り協力事業者登録事業」では、市内の新聞販売店をはじめ多くの事業者の協力を得ながら、重層的な見守り活動を推進します。

■高齢者の見守りにかかる協力事業者登録制度

平成26年9月から導入した高齢者見守り協力事業者の登録という簡便な手続きによって、より多くの民間事業者にひとり暮らし高齢者等の見守り活動に参加していただき、高齢者の孤立防止活動の幅を広げていきます。





■方策② 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり

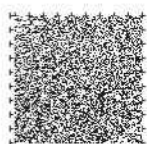
具体的な取り組みの内容	頁
1) 困りごとや生活のしづらさなどを抱えた住民を、住民相互の協力による生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。	P 66
2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。	P 67
3) 地域住民等が地域の課題に関心を持って自らの事として考え、支えあうことのできる持続可能な仕組みづくりを支援します。	P 67

II. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 「助け合いの仕組みづくり」や個別避難計画など、災害が発生したときに支援を必要とする人への支援を充実させます。	P 69
2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。	P 71
3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。	P 71

III. 避難生活における福祉的な配慮

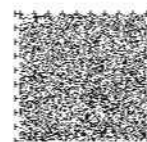
具体的な取り組みの内容	頁
1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境を整備するとともに、避難所運営のあり方の検討を進めます。	P 73
2) 福祉的な配慮を必要とする人が在宅で避難生活を送る場合の支援のあり方について検討を進めます。	P 74



★主体別の取り組み（方策②） 困ったときに支えあい助けあえる地域づくり

市民		
・自分の暮らす地域の課題に関心を持ち、ご近所に困っている人がいたら、「お互い様」の気持ちで助けあう。 ・地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。 ・災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組み等に参加する。 ・建物の耐震化や家具の固定を進める。 ・福祉的配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れ、避難者となった地域住民全員で協力し、避難所運営に取り組む。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・地域の行事などに参加したり、協力する中で、地域に根ざした活動をする。 ・災害が発生したときに備えて、平常時から支えあいの取り組み等に参加する。 ・建物の耐震化や棚などの事務用品の固定を進める。		
・住民同士の助けあい活動を積極的に支援する。 ・地域の生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図る。		・平常時も災害時も可能な範囲で地域の困りごとの解決に協力する。
市		社会福祉協議会
・日頃から災害時まで、地域で支えあうための仕組みづくりを進める。 ・地域の生活課題を把握し、生活支援のための仕組みづくりを進める。		
・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを設置する。 ・防災に関する啓発活動を推進する。 ・災害発生時の避難生活において、福祉的配慮が必要な人のための環境整備等に努める。		・大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを運営し、ボランティア活動を支援する。
< 主な関連施策や事業等 > ・地域支えあい事業 ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業 ・助け合いの仕組みづくり ・災害ボランティアコーディネーター養成講座 ・福祉避難所の確保 等		< 主な関連施策や事業等 > ・地域支えあい事業（事業の受託） ・高齢者サロンの整備等生活支援推進事業（事業の受託） ・災害時のボランティア活動支援 ・コミュニティワーカー（学区担当者）としての地域支援 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 住民が主体的に地域課題に取り組むことができる、持続可能な仕組みづくり

具体的な取り組み

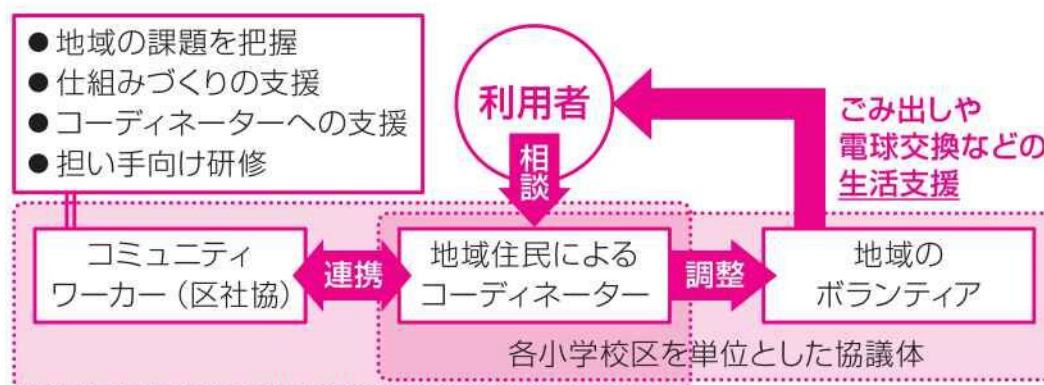
現状と課題（17頁）

1) 困りごとや生活のしづらさなどを抱えた住民を、住民相互の協力による生活支援に結びつけるための仕組みづくりを進めます。

困りごとや生活のしづらさを抱えた住民に対し、ボランティア、NPO、専門職などと一緒に課題を共有しながら、連携して課題解決に向けた住民相互の助けあいを進めていけるよう、コミュニティワーカー等による専門的な支援を充実させます。

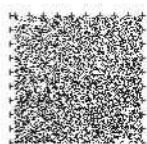
また、令和6年3月現在16区108小学校区で実施している「地域支えあい事業」の実施学区を拡大し、住民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくりを進めます。

地域支えあい事業の概要



★事例 昭和区 地域支えあい事業の取り組み

昭和区の吹上学区では、学区内に一軒家が多いため、庭の草取りや庭木切り等のニーズが多くなっています。また、生活支援活動を行った際に、ご近所ボランティアがその後も時々対象者の様子を見に行くなど、継続した支援を行っています。



2) 地域の生活支援ニーズを把握し、生活支援の基盤整備と充実を図ります。

各区の地域ケア会議では、高齢者を中心とした個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進め、支援が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりを進めています。

とりわけ、本計画においては、各区に配置した生活支援コーディネーターをキーパーソンとして、行政、地域役員、生活支援の関係者等（社会福祉法人、NPO法人等）が集い、定期的な情報共有や連携強化等を行う生活支援協議体を運営し、生活支援に関する地域のニーズの把握や新たなサービスの開発、生活支援の関係者のネットワークづくりを行うことを通じて、生活支援の基盤整備と充実を図ります。

また、地域住民が抱える課題は、介護、障害、子育て等日常生活の全般にわたり様々な存在し、多様化しています。そのような複雑化・複合化した生活支援ニーズに対応していくため、より多様な主体の参画を働きかけるなど、生活支援協議体の機能を強化していきます。

★事例 生活支援協議体の取り組み

千種区では、生活支援連絡会（生活支援協議体）を立ち上げ、行政、介護・福祉関係者のほか、生活支援に携わるボランティアなど幅広い関係者が集まり、「誰もが安心して生活できる千種区のために」協議を進めています。生活支援サービスの充実と、サロンの質・量の拡充に向けた方策を協議・実践する場として年3回開催しています。また、サロンマップの改訂や、生活支援おたすけガイドの制作に関する意見交換を行っています。

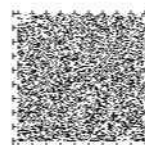


3) 地域住民等が地域の課題に関心を持って自らの事として考え、支えあうことのできる持続可能な仕組みづくりを支援します。

地域の会議や集いの場、サロン等の様々な場には、分野を問わず地域の多様な課題に関する情報が集まってきます。それぞれの場で気づき、把握した課題を、その場所で解決できない場合でも、ほかの地域住民等や様々な団体、相談支援機関等が把握し、解決に向けて協議することで、必要な支援につなげることができます。

そのように、地域の様々な主体が顔の見える関係で情報共有し、協議することで、人と人、人と資源が分野を超えてつながり、その結果、特定の人に負担が偏ることなく、一人ひとりが支えあうことのできる、持続可能な仕組みがつけられることを目指します。

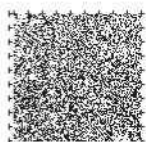
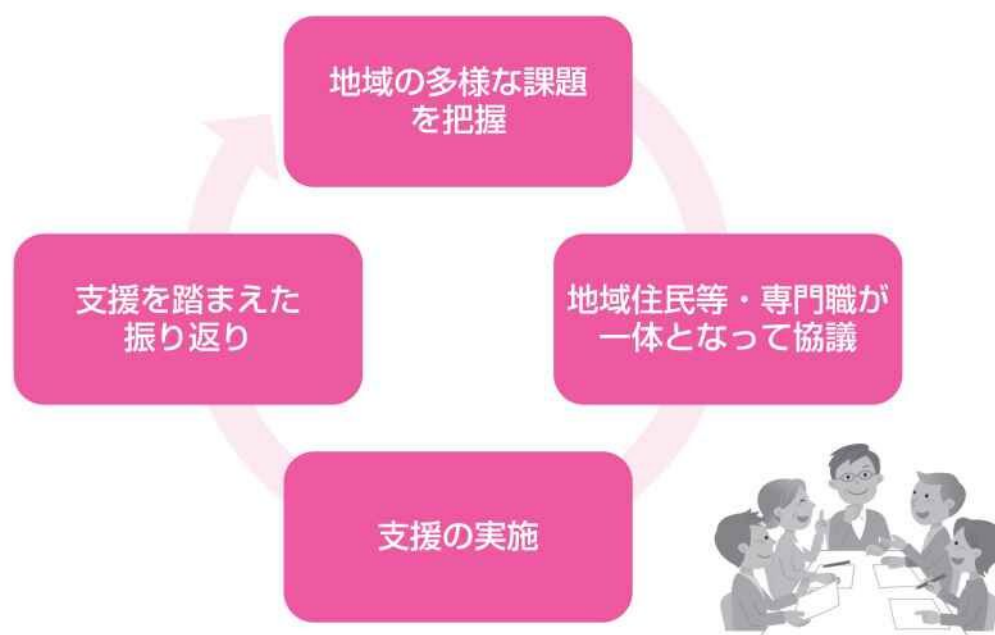
その目的のため、地域の様々な人が集まる場を多く見つけて、課題を協



議する場につながる仕組みをつくることにより、新たな主体の地域活動への参加促進と、地域住民等が自ら課題を把握する力の向上を図ります。さらに、それぞれの場が必要に応じてほかの地域住民や様々な団体、相談支援機関等と連携・協議できるよう、ネットワークの構築を支援します。

併せて、課題解決の過程において、地域住民等が地域の課題に関心を持ち、気づきと解決方法についての学びが繰り返されることで、地域で支えあう力の向上が図られるよう支援します。

地域で支えあう力の向上のプロセス



Ⅱ. 災害に備える日頃からの支えあいの取り組みの推進

具体的な取り組み

現状と課題（20頁）

1) 「助け合いの仕組みづくり」や個別避難計画など、災害が発生したときに支援を必要とする人への支援を充実させます。

「助け合いの仕組みづくり」とは、地域全体の安否確認や、地域住民自らが高齢者や障害者など、災害が発生したときに支援を必要とする避難行動要支援者（以下「要支援者」といいます。）を把握するとともに、一人ひとりの実態に応じた支援が可能となるように個別支援計画を作成し、災害発生時に住民相互による助けあいが円滑に行われるための仕組みを作るものです。

要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者名簿を取り組みの実施地域に提供することにより、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援します。また、名簿登載者への支援体制を強化するため、ケアマネジャー等の専門職の協力を得ながら、個別避難計画の作成を進めます。

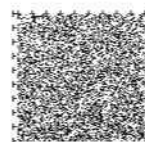
■避難行動要支援者名簿

災害が発生した場合等に自分で避難できない人を把握するための市町村が作成する基礎的な名簿です。この名簿は、健康福祉局がその保有する各施策の対象者情報や受給者情報を活用して作成し、必要な都度最新の情報に更新します。この名簿は、「助け合いの仕組みづくり」の活動を支援する役割を担うとともに、災害発生時には、民生委員・児童委員さらに地域住民等の協力を得ながら行う区役所の安否確認等に活用されます。

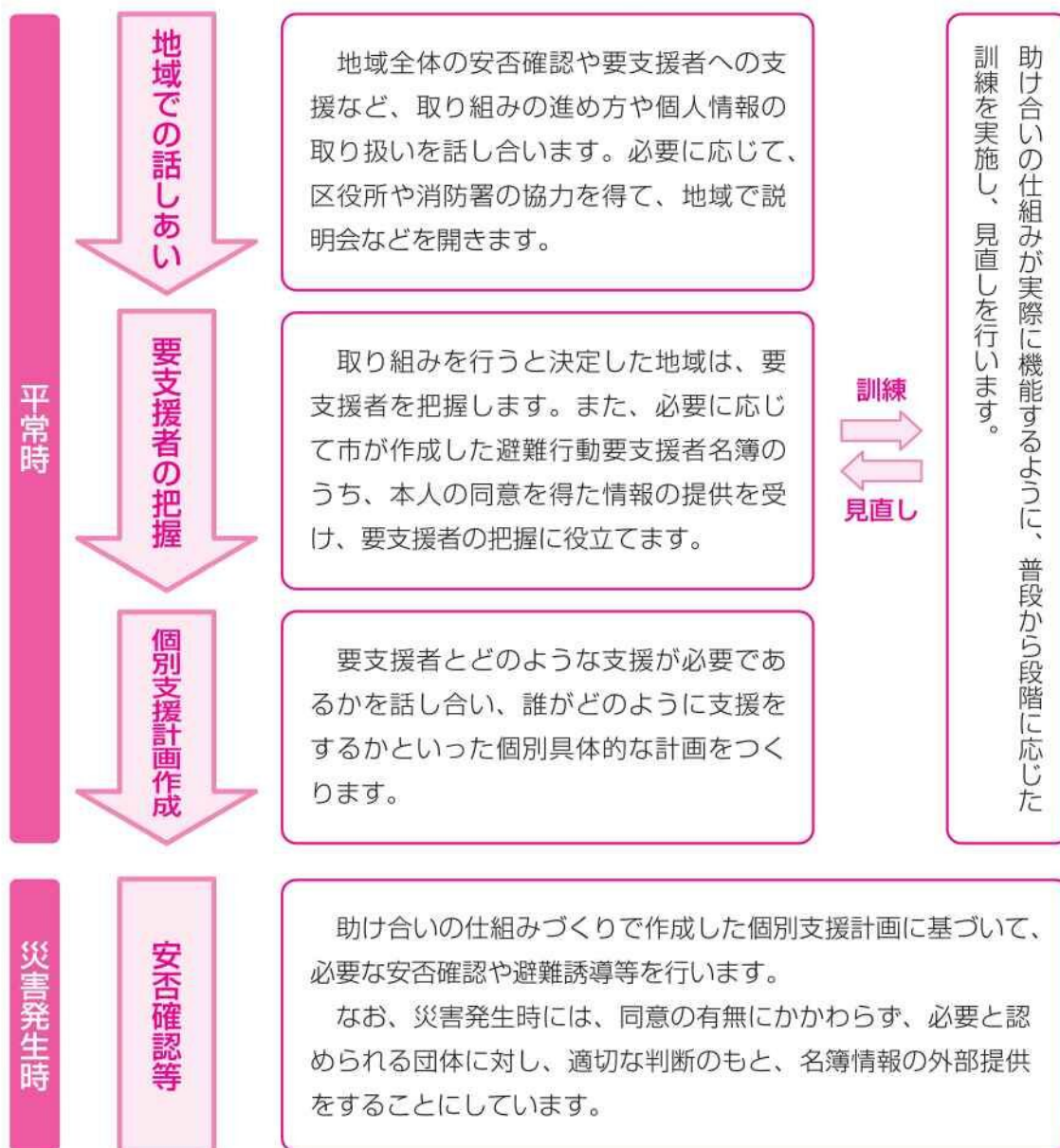
■個別避難計画

避難行動要支援者一人ひとりの「どこに避難するか」「誰が支援するか」等を記載した計画です。地域の災害特性や自身の状況をもとにあらかじめ計画し、その計画を関係者で共有することにより、適切な避難行動につなげることを目的としています。令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。

なお、これらの取り組みの基礎には、日常的な地域のつながりや必要な支援を届ける仕組みなどの地域福祉の推進が不可欠です。災害発生時の助けあいへとつながる地域福祉の推進を図ります。

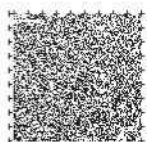


助け合いの仕組みづくりの概要



★事例 助け合いの仕組みづくりへの支援（東区の取り組み）

東区では、全学区において助け合いの仕組みづくりに取り組んでいます。取り組みを始めるにあたり、市が把握する避難行動要支援者名簿に記載された要支援者に、区役所から同意確認書を送付し、同意が取れた人の情報の提供を行いました。が、実際に活用できる有効性の高いものとなるよう、令和6年度には、名簿に記載された要支援者にあらかじめ同意確認書を送付して同意の有無を確認し、提供する情報の更新を行いました。



★事例 個別避難計画の取り組み

令和5年度から南区において個別避難計画作成モデル事業に取り組んでいます。モデル事業1年目では身体等の状況、ハザードリスクを踏まえ自力で避難することが困難である優先度の高い方を対象にケアマネジャー等の専門職の協力を得ながら計画の作成に取り組みました。モデル実施2年目となる令和6年度では、作成した計画を要支援者の同意を得た上で地域等の関係者と共有し、防災について話し合う場を活用して要配慮者の安否確認や避難対策について検討を進めることにより、地域防災力のさらなる向上に繋がる取り組みを開始しました。また、令和6年度は北、中川、港、南、守山、緑区において新たに事業を開始しています。



名古屋市防災啓発キャラクター
クルカモ・アスカモ

2) 災害ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を促進するための体制づくりを行います。

災害発生時には、消防団や自主防災組織などの地域住民の活動に加え、ボランティアやNPOの協力が不可欠です。市内の被害状況が甚大で、必要と判断された場合に設置する市・区災害ボランティアセンターについて、適切な設置運営の方法を検討し、実効性を確保するため、ボランティア・NPO、市・区役所及び市・区社協の三者合同の訓練・研修を行います。

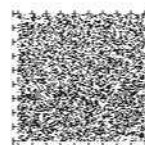
★事例 災害ボランティアセンター三者合同研修

大規模災害が発生した際に設置される「災害ボランティアセンター」は、市が設置し、市・区社協、災害ボランティア及び災害救援NPOの協力を受けて運営を行うことになっています。なごや防災ボラネット・社協・市の主催による「災害ボランティアセンター三者合同研修」は、その災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる三者等が年に1回同じテーブルにつくことで、顔の見える関係づくりをし、情報共有・検討することを狙いとしています。



3) 防災に関する訓練、研修や啓発において、福祉的な配慮を必要とする人への視点をもって対応します。

地域には、高齢者、障害者、乳幼児、外国人市民等の福祉的な配慮を必要とする人（以下「福祉的な配慮を必要とする人」といいます。）がいます。



そのため、福祉的な配慮を必要とする人への対応を想定した防災に関する訓練、研修や啓発を実施することが重要です。

本市の防災についての総合的な計画である地域防災計画では、防災及び被災の軽減を目的として、福祉的な配慮を必要とする人の避難・誘導対策の推進と、必要な配慮が提供される避難生活の確保について記載しています。この計画に基づいて作成されている指定避難所運営マニュアルでは、福祉的な配慮を必要とする人等の多様な避難者への配慮についても定めており、こうした視点をもって、指定避難所運営・開設訓練や防災の研修等を支援します。

★事例 福祉的な配慮を取り入れた防災の取り組み

中川区では、中川区自立支援連絡協議会（※）が、障害のある人やその支援者が災害に対する備えを十分にすることができるよう、「事前に備えておくこと」や「災害発生時の避難行動」、「指定避難所の設備状況や避難所生活の留意点」などをまとめた、中川区災害時要配慮者（障害者）支援ガイドブック「私の防災ノート」を作成しています。

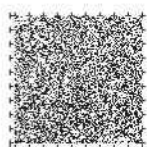
定期的に更新し、ガイドブックを活用して、要配慮者の防災対策についての啓発活動に取り組んでいます。

（※）自立支援連絡協議会とは、障害のある人やその支援者

が安心して暮らせる地域を作るため、障害福祉に関する地域での連携や支援体制などを、障害者団体、障害福祉サービス事業者、行政等で話し合う会議です。



災害時要配慮者（障害者）
支援ガイドブック
～私の防災ノート～



Ⅲ. 避難生活における福祉的な配慮

具体的な取り組み

現状と課題（20頁）

1) 福祉的な配慮に対応した避難所環境を整備するとともに、避難所運営のあり方の検討を進めます。

福祉的な配慮を必要とする人が安心して避難できるよう、福祉避難スペースや拠点的な福祉避難所などの避難所環境の確保を進めます。また、福祉的な配慮に対応した避難所運営のあり方についての検討を進め、指定避難所運営マニュアルへ反映させることなどにより、円滑な避難所運営を支援します。

併せて、精神的な障害や内部障害を抱えている人などへの対応を適切に行うことができるよう、地域において実施される指定避難所開設・運営訓練の支援などを通じて啓発しています。

また、避難所生活で生じる保健・医療・福祉のニーズ（需要）を把握し、必要な援助に結びつけるための支援を行うとともに、医療を必要とする避難者等への対応のため、一般社団法人名古屋市医師会の協力により、医療救護所の設置をすることとしています。

■福祉避難スペース

指定避難所の中に、福祉的な配慮を必要とする人のための場所を確保することにより設置する避難場所をいいます。なお、避難所は避難者による自主運営を基本としているため、避難者全員で協力し、福祉的な配慮を必要とする人への配慮の視点を取り入れた避難所づくりを支援します。

■拠点的な福祉避難所

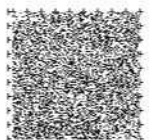
福祉避難スペースでの避難生活が困難な人が避難するため、社会福祉施設等を利用して開設される避難所のことをいい、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。（令和6年3月31日現在、市内に228か所）

■指定避難所運営マニュアル

福祉的な配慮を必要とする人への配慮や男女平等参画の視点を取り入れた避難所づくりについての考え方を示すとともに、福祉的な配慮を必要とする人の状況とニーズを把握し、必要な支援に結びつけるための対応方法を定めています。

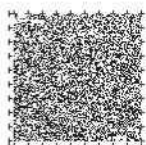
■医療救護所

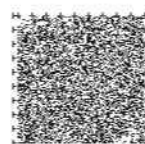
傷病者に応急措置を実施したり、病院への搬送が必要な人を判別する場所です。震度5強以上の地震災害においては、市と協定を締結している一般社団法人名古屋市医師会により、各市立中学校に医療救護所が開設されるほか、必要に応じて避難所等に設置されます。



2) 福祉的な配慮を必要とする人が在宅で避難生活を送る場合の支援のあり方について検討を進めます。

環境の変化が負担になるなど様々な事情から、在宅での避難生活を選択する人がおり、その中には、福祉的な配慮を必要とする人が少なくありません。そのような人たちが支援につながり、安心して避難生活を続けられるよう、災害支援に関わる様々な機関・団体が集まり、必要な支援のあり方について検討します。





2 一人ひとりの「暮らし」に寄り添い支える仕組みをつくる

～支援を求めている人、手助けが必要な人を支える～

■方策③ 様々な困りごとを包括的に受け止め支える仕組みづくり

I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進

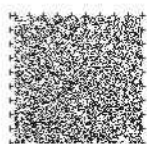
具体的な取り組みの内容	頁
1) 多様な相談窓口やサービス、社会資源をわかりやすく市民や支援者、相談支援機関等に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につなぐことができる体制づくりを進めます。	P 78
2) サービスの評価や内容の開示を進めます。	P 80
3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。	P 80

II. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 各相談支援機関が、困りごとを抱えた人を受け止め、関係機関との連携により対応する包括的な相談支援を推進します。	P 81
2) 相談することができない人へ支援を届けるため、アウトリーチの取り組みを進めます。	P 82
3) 生活課題を抱えて孤立している人が、地域とつながることができるよう取り組みを進めます。	P 82

III. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。	P 84
2) ひきこもり状態にある人とその家族を支援する取り組みを進めます。	P 84
3) 住宅の確保に配慮を要する人への住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。	P 84
4) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取り組みを進めます。	P 85
5) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するための取り組みを進めます。	P 85
6) 関係機関の連携による支援や、課題を抱えている人を適切に支援につなげるための地域づくりを進めます。	P 86

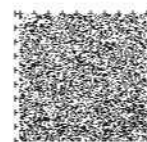


★主体別の取り組み（方策③） 様々な困りごとを包括的に受け止め 支える仕組みづくり

市民		
・自分自身と家族の自助や地域での助けあいに役立てるため、市や社協などから発信する相談窓口やサービス等の情報を把握するよう努める。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・相談窓口やサービス等に関する情報共有や情報交換に努める。 ・日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口やサービス等につなぐなどの支援をする。		・日頃の業務や活動の中で心配な人がいたら、相談窓口やサービス等につなぐなどの協力をする。

市	社会福祉協議会
・多様な相談窓口や公的サービス(制度)を必要に応じて設け、その情報を分かりやすく提供する。 ・包括的な相談支援の体制を整備する。 ・生活困窮やひきこもり等、孤立しがちな人への支援を推進する。	・住民のニーズを的確に把握し、市の施策に提案を行う。 ・各種相談支援機関等と連携して既存の制度や枠組みでは解決できない問題に対し解決に取り組む。 ・地域の社会資源を把握し、情報発信する。
< 主な関連施策や事業等 > ・各相談支援機関の運営 ・評価に関する各事業 ・地域支えあい事業 ・重層的支援体制整備事業 ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業、就労訓練事業 ・ひきこもり支援事業 ・民間賃貸住宅入居相談 ・居住支援コーディネート事業 ・自殺対策事業の推進 ・再犯防止（コーディネート事業）等	< 主な関連施策や事業等 > ・各相談支援機関の運営（運営の受託） ・地域支えあい事業（事業の受託） ・重層的支援体制整備事業（事業の受託） ・自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業（事業の受託） ・社会福祉法人等による相談窓口事業 ・居住支援コーディネート事業（事業の受託）等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 相談窓口や公的サービス等の利用促進

具体的な取り組み

現状と課題（23, 24頁）

1) 多様な相談窓口やサービス、社会資源をわかりやすく市民や支援者、相談支援機関等に情報提供するとともに、担当分野を超えた相談であっても、適切な機関につながることのできる体制づくりを進めます。

市内には、区役所、保健センター、市・区社協などの様々な相談窓口のほか、高齢、障害、子育て等分野ごとに様々な相談支援機関等があり、それぞれの窓口で公的なサービスを提供しています。また、ボランティアやNPO法人による活動など、地域課題解決の助けになるような公的サービス以外の支援（インフォーマルサービス）も多くあります。

支援が必要な際に、どこに相談したらよいか誰もがわかるよう、これらの窓口や支援について広く周知するとともに、サービス内容をわかりやすく、その人に適した方法で情報提供します。また、支援者へも情報提供を図ります。

本市においては、以下をはじめとした相談支援機関では、必要に応じて適切な機関と連携しながら対応します。

○いきいき支援センター（地域包括支援センター）

要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者の相談・支援をはじめ、高齢者に対する総合的な相談・支援、高齢者虐待や権利擁護の相談などを行っています。市内45か所に設置されています。（設置か所数は分室を含む）

○障害者基幹相談支援センター

障害者とその家族の地域における生活を支援するため、福祉サービスの利用や各種制度の活用に関することなど、様々な相談に応じています。市内20か所に設置されています。（設置か所数はサテライトを含む）

○地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点（子ども・子育て支援センター、地域子育て支援センター、児童館含む）では、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。市内129か所に設置されています。

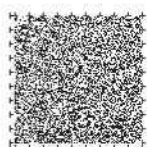
そのほか、一時預かりや相談支援など、より充実した支援を提供する子育て応援拠点を整備します。

○子育て総合相談窓口

妊娠中や子育て中の親及び家族等からの相談に応じています。市内16か所（各区保健センター）に設置されています。

○エリア支援保育所

公立保育所をエリア支援保育所と位置づけ、地域における保育の質の向上と子育て支援の充実を図るため、保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所などの職員研修をはじめとする事業の企画・調整や関係機関同士のネットワークを構築するためのコーディネート、地域の子育て家庭への支援のための企画・調整を行っています。市内57か所に設置されています。



社会福祉法では、以下のように規定されています

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事業を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第二項に規定するこども家庭センターが行う同項に規定する支援に係る事業若しくは母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二条第一項に規定する事業
- 二 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
- 四 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条第一号に掲げる事業

名古屋市には、ほかにも困りごとに関する相談を受け付けている様々な相談支援機関があり、ここでは、本計画に関係する機関の一部を紹介します。

○高齢者いきいき相談室

高齢者からの相談を身近な場所で受け付け、いきいき支援センターと連携して内容に応じた支援を行っています。市内約300か所に設置されています。

○子ども・若者総合相談センター

ニート、ひきこもりなど、様々な悩みを有する子ども・若者(概ね39歳まで)とその家族への支援を行っています。市内2か所に設置されています。

○なごや若者サポートステーション

職業的自立やニート状態からの脱却を目指す若者と家族のために相談や独自プログラム等の支援を行っています。市内1か所に設置されています。

○発達障害者支援センターりんくす名古屋

発達障害のある人やその家族、関係機関に対して、発達障害に関する相談支援等を行っています。また、必要に応じて、医療、保健、福祉、教育及び労働など関係機関と連携して支援をしています。市内1か所に設置されています。

○ひきこもり地域支援センター

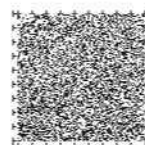
ひきこもりの本人や家族からの相談等を受け、支援を行っています。市内2か所に設置されています。

○仕事・暮らし自立サポートセンター

仕事のこと、家計のこと、家族のことなど暮らしのことで様々な悩みを抱える人からの相談を受け、支援を行っています。市内3か所に設置されています。

○人とペットの共生サポートセンター

ペットの飼育に不安を感じている人からの相談を受けるとともに、多頭飼育等によりやむを得ず飼えなくなったペットの飼主探しについて相談・支援を行っています。市内1か所に設置されています。



2) サービスの評価や内容の開示を進めます。

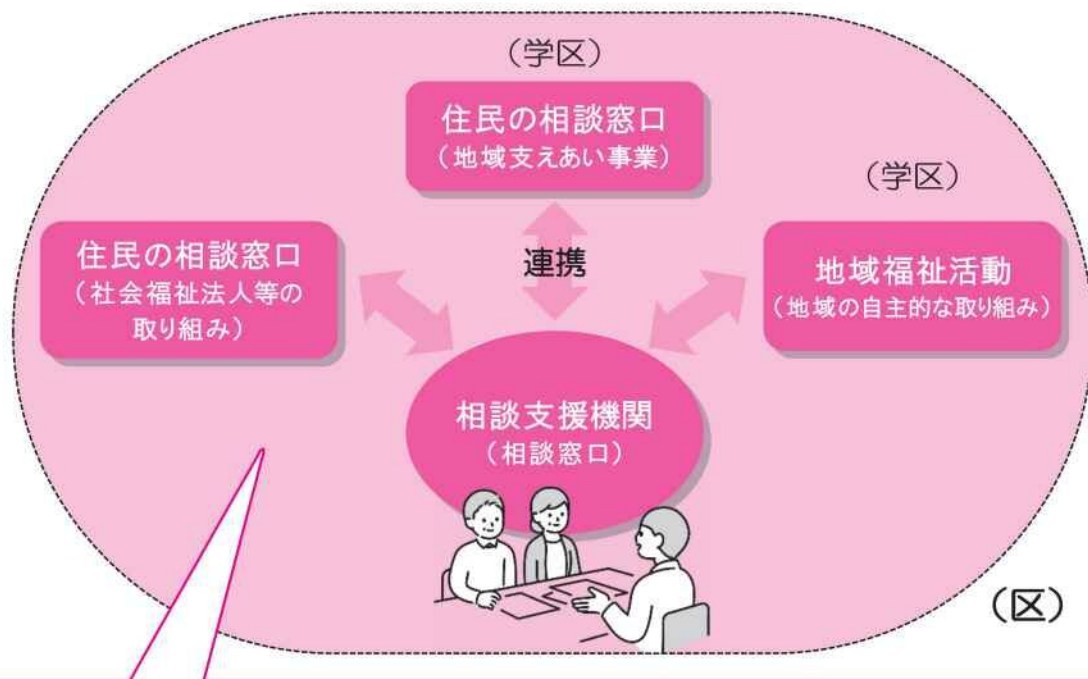
サービスを利用する者の適切な選択が可能となるよう介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業、介護事業所にかかる情報公表制度等のサービスの選択に資する情報を提供します。

また、障害福祉サービス等にかかる情報公表制度により個々のニーズ（需要）に応じた良質なサービスの選択に資する情報を提供します。

3) 身近な生活の困りごとなどを地域で相談しあえる住民相談窓口の設置を進めます。

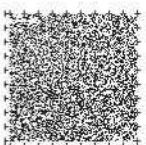
住民が主体的に地域課題に取り組む「地域支えあい事業」やサロンなど、地域の身近な場所で住民同士が生活上の困りごとを相談しあい、相談支援機関とも連携しながら解決が図られるための仕組みづくりを進めます。また、地域支えあい事業のほか、社会福祉法人などが自主的に開設する住民相談窓口の設置を推進します。

○専門機関である相談支援機関（相談窓口）と住民相談窓口が連携した相談体制



■地域の身近な相談場所

「地域支えあい事業」の実施地域では、コミュニティセンターなどの拠点に、地域住民によるご近所ボランティアコーディネーターが配置され、学区住民からの相談の受付をするとともに、ちょっとした困りごとに対応するご近所ボランティアを派遣し、その解決を図ります。



Ⅱ. どのような困りごとでも断らない包括的な相談支援とアウトリーチによる支援の推進

具体的な取り組み

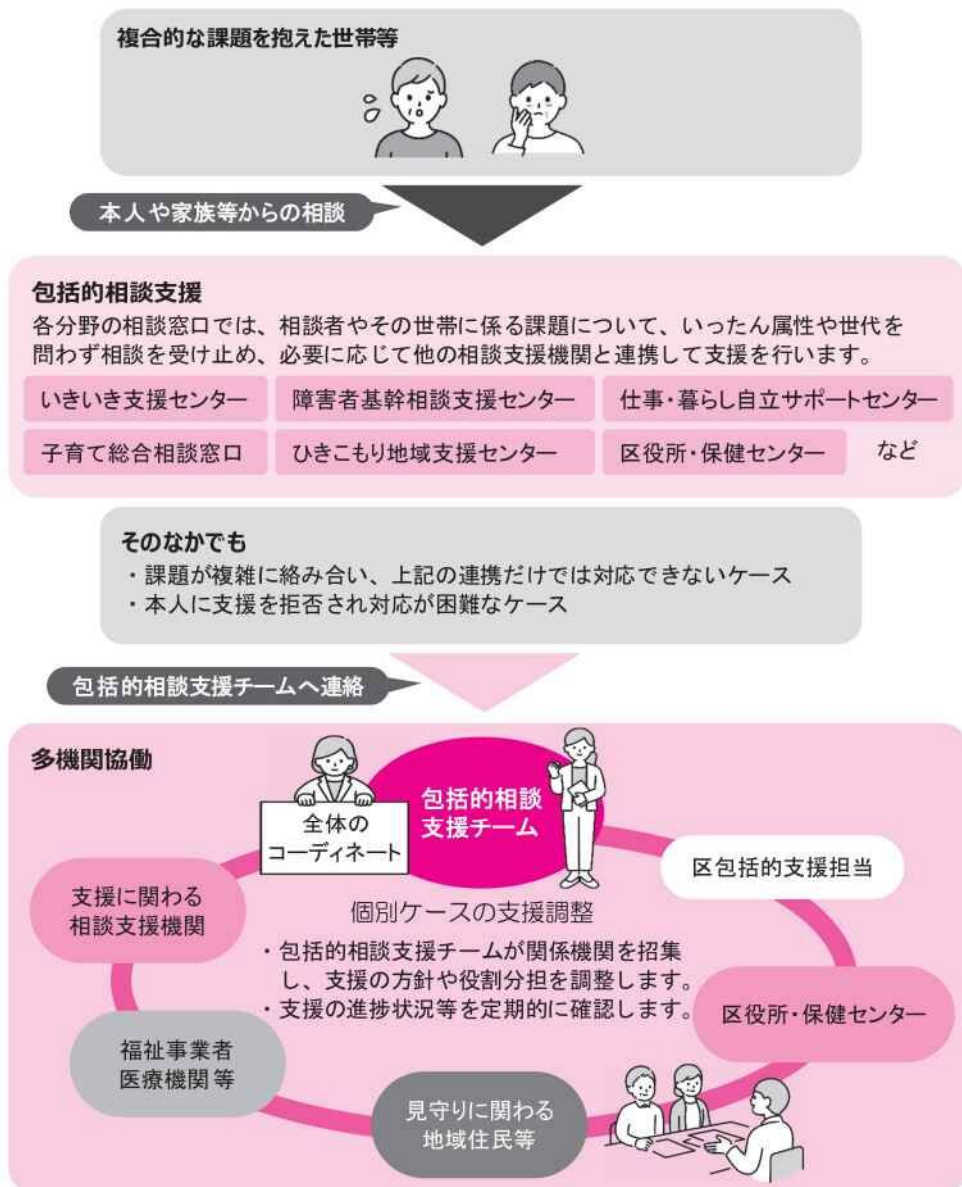
現状と課題（24, 25頁）

1) 各相談支援機関が、困りごとを抱えた人を受け止め、関係機関との連携により対応する包括的な相談支援を推進します。

複合的な課題を抱えた人や世帯に関する相談が相談支援機関等にあった場合、相談のあった相談支援機関等が担当しない分野を含む場合であっても、いったん相談を受け止め、関係機関と連携して対応する包括的な相談支援を推進します。

また、相談支援機関同士の連携で対応が難しい場合は、包括的相談支援チームが個別支援のコーディネートを行い、多機関による協働を支援します。

また、地域住民による課題解決の取り組みを支援するとともに、相談支援機関等の相互の連携を強化するため、関係する職員のスキルアップに向けた啓発や研修等を実施します。

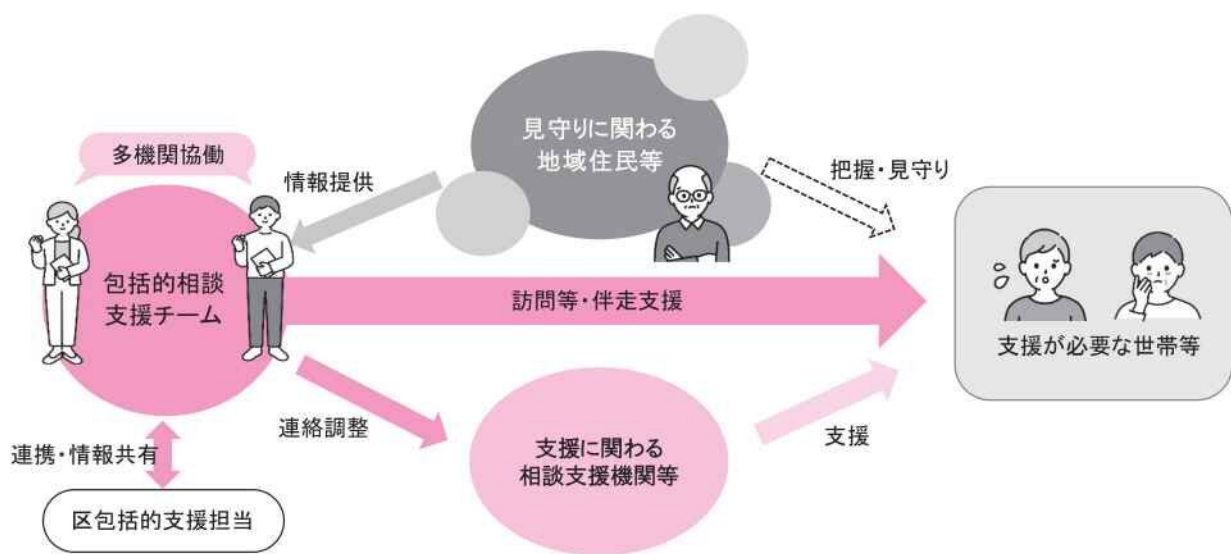


2) 相談することができない人へ支援を届けるため、アウトリーチの取り組みを進めます。

自ら支援を求められず必要な支援が届いていないような人や世帯については、地域住民等から情報提供を受け、各相談支援機関が訪問等により支援につなげ(アウトリーチ)、生活課題の解消に向けて支援します。

また、包括的相談支援チームは、上記以外にも、対象の人や世帯の支援の受け入れが難しい場合等には、訪問等を重ね、丁寧に時間をかけて信頼関係を作り、必要となる支援につないでいきます。

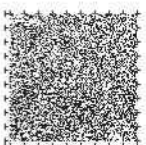
包括的相談支援チームによるアウトリーチ等を通じた継続的支援



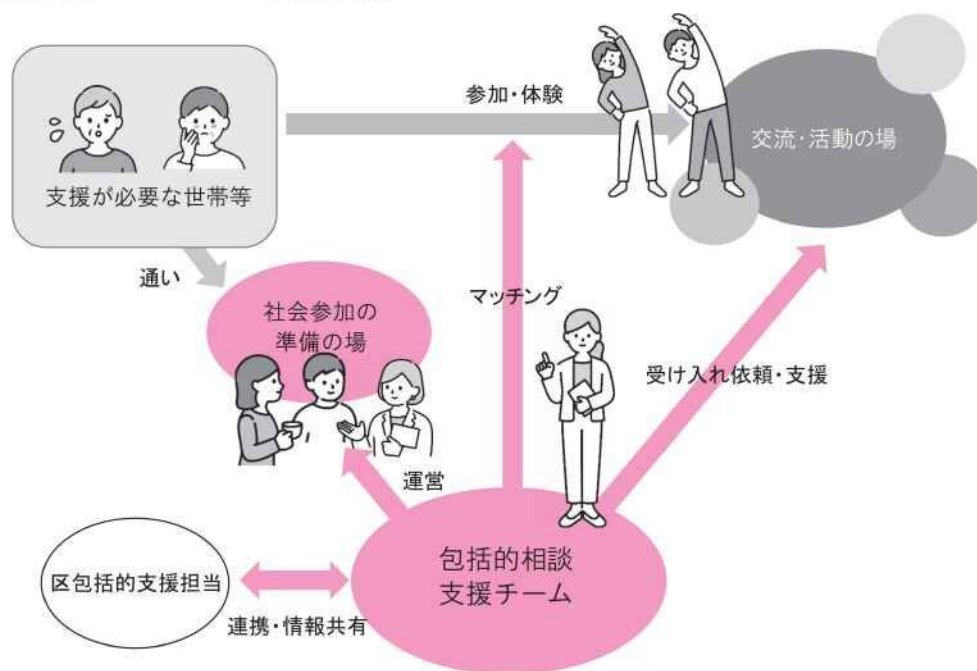
3) 生活課題を抱えて孤立している人が、地域とつながることができるよう取り組みを進めます。

各相談支援機関は、生活課題を抱え地域で孤立している人や世帯が、地域とつながることができるよう、地域における交流や活動の場への参加を支援します。支援にあたっては、「支えられる」側の視点だけではなく、支援を受ける人が地域社会において「支える」側としても活躍できるような視点を持って取り組みます。

包括的相談支援チームは、生活課題を抱え地域で孤立している人や世帯が、社会とつながることができるよう、社会参加に向けた準備の場を運営するとともに、支援が必要な人や世帯の状況に応じて、地域の交流・活動の場とのマッチングを行います。



包括的相談支援チームによる参加支援



また、地域の実情をよく知る地域住民や地域団体等が把握した、生活課題を抱えた人や世帯を支援につなげるため、地域住民や地域団体等と相談支援機関等が連携するためのネットワークを構築します。

★事例 包括的相談支援チームの取り組み（南区）

祖母と父と同居する20歳代の男性。仕事を辞めてからひきこもる生活となり、ほとんどの時間をゲームに費やし昼夜逆転の生活を送っていました。

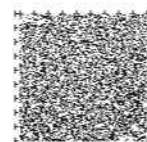
包括的相談支援チームは本人と信頼関係を構築しながら、家の外に出る第一歩となるよう、社会参加の準備の場「たからる～む」の利用を提案しました。

その後、男性は徐々にたからる～むに来ることができるようになり、最終的には毎週通えるようになりました。これにより、昼夜逆転の生活が見直され、ジムに通い始める等、生活改善や自立に向けた意欲が徐々に高まっていきました。

たからる～むの他の利用者と一緒に地域で畑作業を行った際には、一緒に参加していた小学生のよきお兄さんとして活躍。それをきっかけに、子どもに関



わる仕事への意欲が湧いてきたため、包括的相談支援チームは男性に児童館でのアルバイトを紹介しました。その後、男性は児童館での仕事を続けながら、たからる～むのスタッフとなり、包括的相談支援チームとともに運営を担い、「支えられる側」から「支える側」となっていました。現在は、就職に向けて支援をする中で男性自身が見つけた新たな企業での就職が決まり、一人暮らしを始め、自立した生活を送っています。



Ⅲ. 生活困窮、ひきこもり、住まい、自殺対策の取り組みや犯罪をした人の社会復帰に関する支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題（15, 23頁）

1) 生活困窮者の自立に向けた支援を進めます。

生活困窮者の自立に向けた総合的な相談支援機関として「仕事・暮らし自立サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を設置し、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業」、「住居確保給付金の支給」をはじめ、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」等を一体的に実施します。また、福祉事務所等と連携しながら「一時生活支援事業」や「学習支援事業」を展開します。

さらに、直ちに一般就労が困難な人に対し「就労訓練事業」（いわゆる中間的就労）を行う民間事業所を確保し、厚生労働省令に定める基準への適合を図ったうえで市が認定を行い、就労に向けた訓練を実施します。

サポートセンターに来所することが困難な人や、関係機関からの情報提供や支援協力依頼があった人などに対しては、アウトリーチ（訪問等による支援へのつなぎ）を積極的に実施し、生活困窮者が制度の狭間に陥いることなく必要な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

併せて、社会参加機会の創出や居場所づくりなどを中心に、一人ひとりの多様なニーズ（需要）に対応できるようインフォーマルな支援や地域のネットワークとの連携・協働によるきめ細かい支援に努めます。

2) ひきこもり状態にある人とその家族を支援する取り組みを進めます。

ひきこもり状態にある人とその家族等を対象とした相談窓口として、ひきこもり地域支援センターを設置し、来所や電話をはじめ、LINEやオンラインでの相談支援を行うとともに、本人同士が交流できる居場所を設置しています。

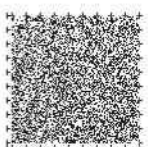
また、ひきこもりに悩む家族を対象とした家族教室やひきこもりへの理解を深めるための市民向け講演会など、ひきこもりに関する周知・啓発を行います。

併せて、顔や名前を出すのに抵抗がある人や外出が難しい人が交流できるインターネット上の仮想空間（メタバース）を活用した居場所づくりなど、新たな取り組みを進めます。

今後も、本人やその家族が抱える背景や事情に応じて、関係機関と連携してひとりひとりのニーズに対応した支援に努めます。

3) 住宅の確保に配慮を要する人への住まいの確保や生活支援等の促進に向けた取り組みを進めます。

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基



づく登録住宅の情報提供を行うとともに、その登録促進を図ります。

また、住まいサポートなごや（居住支援コーディネート事業）の活動等により、住宅部局と福祉部局とが連携して、地域の各種相談窓口や居住支援法人などによる入居相談や生活支援、入居希望者・大家等への情報提供、地域の見守り施策と居住支援の連携強化など居住支援活動のネットワークづくりに向け取組みを進めます。

4) 自殺の危険がある人のサインに気づき、未然に防ぐ取組みを進めます。

周りの人に気になる症状がある場合や複合的な問題を抱え自殺の危険がある場合等に、適切な医療や相談窓口につなげ、地域において見守る人を増やしていくために、ゲートキーパーの認知度向上に向けた普及啓発を推進するとともに研修機会の拡充を図ります。

また、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であり、「危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは恥ずかしいことではない」という共通認識を持てるよう、自殺や精神疾患などの正しい知識の普及啓発や、多様な悩みに対応する各種相談機関の認知度向上のため、ウェブサイト「こころの絆創膏」を活用する等、広報・周知を推進していきます。

■こころの絆創膏

「こころの絆創膏」とは、本市の様々な自殺対策事業に名付けられているキーワードです。絆創膏の「絆」という字は「きずな」とも読みます。悩みが小さなうちに、人と人との絆で手当てしたいという想いが込められています。

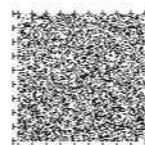
また、ウェブサイト「こころの絆創膏」は、約200の相談窓口や自助グループの情報を掲載しているサイトです。

うつ病に関する知識や精神科医療機関の情報なども掲載されており、悩みを抱えたときに解決のヒントとなる情報を検索することができます。



■ゲートキーパー

「ゲートキーパー」とは、悩んでいる人のサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守る人のことで、「いのちの門番」とも言われています。問題を抱えて悩んでいる人は、何らかの悩みのサインを発していることが多いと言われています。そのため、家族や友人、地域住民など周りの人が身近な人の悩みのサインに気づき、適切な支援につないでいくことが重要です。



5) 犯罪をした人の円滑な社会復帰を支援するための取り組みを進めます。

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すための取り組みが求められています。

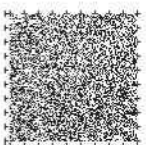
犯罪をした人が再び犯罪に手を染めることのないように、犯罪をした人を社会から孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れながら、必要な福祉などの支援を受けることができるよう、関係機関の緊密な連携を進めます。

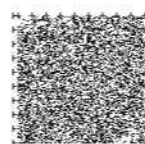
6) 関係機関の連携による支援や、課題を抱えている人を適切に支援につなげるための地域づくりを進めます。

生活困窮者、ひきこもりの人やその家族、住宅の確保に配慮を要する人、自殺する恐れがある人、犯罪をした人などは、複数の課題を抱えていることが多く、また困りごとがあっても、どこに相談してよいのか分からず行動に移せない場合や、地域から孤立し自ら支援を求めることができない場合も少なくありません。

複数の課題等について適切な支援が行えるよう、様々な関係機関（福祉、就労、税務、社会保険、住宅などの関係機関）が連携し、各機関が把握した「気になる人」を適切な相談支援機関等につなぐとともに、関係機関間で相互に情報を共有し、連携して支援する取り組みを進めます。

また、それぞれの課題について地域住民の理解が深まるよう広報啓発を行うことで、地域住民が困っている人に気づき、地域での孤立を防ぐとともに、支援を必要とする人を早期に把握し、適切な支援に繋がることのできる地域づくりを進めます。





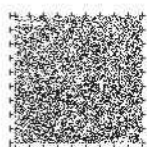
■方策④ 地域で安心して暮らし続けるための支援の仕組みづくり (権利擁護の推進)

I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。	P 90
2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。	P 90
3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。	P 90
4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくります。	P 90
5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けます。	P 90

II. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

具体的な取り組みの内容	頁
1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。	P 92
2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。	P 92

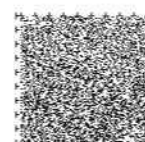


★主体別の取り組み（方策④） 地域で安心して暮らし続けるための支援の
仕組みづくり（権利擁護の推進）

市民		
・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、自身が権利擁護に関する支援を必要とした場合に相談できるよう窓口の把握に努める。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解するよう努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）する。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・権利擁護に関する正しい知識を身につけるとともに、日常的な活動の中で権利擁護の支援を必要としている人がいれば、適切な相談窓口につなぐ。 ・認知症や障害などの当事者特性を理解し、啓発に努める。 ・虐待を受けたと思われる高齢者、障害者、児童を発見した場合は、関係機関に通告（通報）する。		

市	社会福祉協議会
・権利擁護の推進や成年後見制度の利用促進のための広報啓発及び体制の整備を行う。 ・市民の後見活動への参加を促進するための普及啓発を行う。 ・後見人等のなり手を確保するための取り組みを行う。 ・消費者被害トラブルの相談を受ける。 ・虐待を防止するための啓発を実施するとともに、虐待の予防、早期発見、相談を受ける。	・権利擁護の推進を図る。 ・市民後見人を養成・支援する。 ・法人後見の受任を進める。
< 主な関連施策や事業等 > ・成年後見あんしんセンター ・法人後見の推進 ・消費生活センター ・高齢者虐待相談センター ・障害者虐待相談センター ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・配偶者暴力相談支援センター 等	< 主な関連施策や事業等 > ・障害者・認知症高齢者権利擁護事業 ・成年後見あんしんセンター（運営の受託） ・法人後見センター ・高齢者虐待相談センター（運営の受託） ・障害者虐待相談センター（運営の受託） 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 誰もが意思決定を尊重され、地域で自分らしく安心して暮らし続けるための支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題（29頁）

1) 地域住民が権利擁護への理解を深め、日頃の気づきから必要な権利擁護支援へとつなげるための取り組みを進めます。

地域での日常的な見守りや身近な相談活動の中での気づきから、適切な権利擁護支援へとつなげることができるように、市民向けの権利擁護支援に関する必要な啓発に取り組むとともに、相談支援機関や関係機関が連携し、権利擁護を含めた総合的な支援に取り組めます。

2) 判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、金銭管理や財産保全などを行うとともに、迅速かつ適切なサービス提供に必要な取り組みを進めます。

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活を送れるよう日常的な金銭管理、財産保全、福祉サービスの利用援助などを行う障害者・認知症高齢者権利擁護事業を実施するとともに、支援が必要になった人が、速やかに適切なサービスにつながることをできるよう、事業運営の改善を図ります。

3) 判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用促進を図ります。

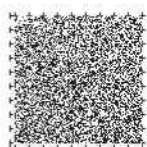
認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人の権利や財産を守る「成年後見制度」を本人がメリットを実感できる制度として活用するため、本市成年後見制度利用促進計画に基づき、制度の広報・啓発、相談や申立ての支援、市民目線で後見活動を行う市民後見人の養成、支援、監督を行うほか、親族後見人や法人後見など成年後見人になる者の支援やなり手の確保を進め、本人にとって適切な成年後見人等が選任されるための仕組みづくりに取り組めます。

4) 支援に関わるすべての人が本人による意思決定を尊重し、誰もが自分らしい生活を送るための仕組みをつくりまします。

支援に関わるすべての人が本人の意思を尊重した支援を行うスキルを高めるとともに、本人の意思形成・表明・実現を手助けできるようにするため、成年後見人等を含む支援者をはじめとした、支援に関わる人を対象として、任意後見の啓発をはじめとした意思決定支援に関する研修を幅広く行い、成年後見制度や意思決定支援に関するガイドライン等の理解促進を図ります。

5) 消費者被害のトラブルなどに関する相談を受けまします。

判断能力が衰えがちな高齢者などを狙った悪質商法が増大する中、消費



者被害のトラブルなどに関する相談を受けるとともに、トラブルを予防するための啓発を行います。

また、地域団体等に高齢者等が遭いやすい消費者トラブルや見守りのポイントを伝える講座を実施し、地域で高齢者等を消費者被害から守るための人材を育成します。

★事例 本人の意思を尊重した市民後見人によるひとり暮らし認知症高齢者への支援

あるひとり暮らしの高齢者は、障害者・認知症高齢者権利擁護事業を利用していましたが、認知症の進行による判断能力のさらなる低下から、介護サービスの利用契約や入院時の手続きを心配し、市が申立人となり成年後見制度の利用につなげ、市民後見人が選任されました。

選任された市民後見人は、週1回本人に面会し、生活費を届けるとともに話し相手となり、ケアマネジャーやヘルパー、医師、大家、本人の友人等と連携し、見守りを中心とした後見業務を行いました。在宅での生活も限界かと何度も支援者たちは考えましたが、本人の「住み慣れた家で暮らし続けたい」との強い意思を尊重し、最期まで自宅での暮らしを支え続けました。病状の悪化で亡くなりましたが、葬儀には遠方のご親族とともに、近隣の町内会、ご友人が多数参列され、多くの人に見送られることとなりました。

○障害者・高齢者権利擁護センター

知的障害者、精神障害者、認知症高齢者などで判断能力が不十分な人が地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービス利用援助、金銭管理サービス、財産保全サービスなどの事業を行っています。

○成年後見あんしんセンター

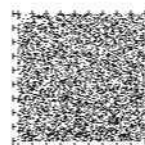
成年後見制度の利用を必要とする人を的確に制度につなげるため、成年後見制度に関する専門相談を受けています。また、ボランティアで後見活動を行う市民後見人の養成、支援、監督を行っています。

○法人後見センター

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人が安心して地域で生活し続けられるように、社協が成年後見人等になることにより、成年被後見人等の身上保護、財産管理を行い、その権利を擁護します。

○消費生活センター

多様・複雑化する消費者問題に対応するため、消費生活の向上のための指導及び啓発、消費生活に係る情報及び資料の収集・提供、消費生活の相談及び苦情処理、相談及び苦情に係る事業者の指導等の機能を有する総合的な消費者行政の拠点として、各種の事業を推進しています。



Ⅱ. 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見と相談支援の推進

具体的な取り組み

現状と課題（29頁）

1) 虐待のない地域社会を目指して、一人ひとりを地域全体で見守る機運を高めます。

日頃の地域での交流や助けあいが養護者（保護者）の安心や負担の軽減につながることがあります。虐待を家庭だけの問題とはせず、地域全体の問題として捉え、一人ひとりを地域で見守る機運を高める啓発等に取り組みます。

★事例 オレンジリボンキャンペーンの取り組み

平成25年4月に施行された「名古屋市児童を虐待から守る条例」では、毎年5月と11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、様々な取り組みを実施しています。



2) 高齢者、障害者、児童等に対する虐待や配偶者に対する暴力の予防、早期発見、相談支援などを行います。

高齢者虐待相談センター、障害者虐待相談センター、児童相談所、児童家庭支援センター、配偶者暴力相談支援センター、各区役所・保健センター及びいきいき支援センター等において、相談支援体制を設けています。地域住民等から相談を受け付けるとともに、地域と連携しながら、予防、早期発見、相談支援などを行います。

○高齢者虐待相談センター

高齢者虐待の防止及び早期対応を図るため、高齢者本人やその家族、保健福祉関係者等からの高齢者虐待に関する相談を受けています。

○障害者虐待相談センター

障害者虐待の防止及び早期対応を図るため、障害者本人やその家族、保健福祉関係者等からの障害者虐待に関する相談を受けています。

○児童相談所

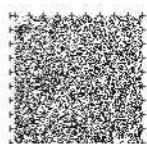
18歳未満の子どもについてのあらゆる相談を家庭その他から受け、子どものニーズや置かれた環境に応じて必要な支援を行っています。

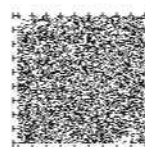
○児童家庭支援センター

児童・家庭・地域住民からの相談に応じ、保護を要する児童またはその保護者に対する支援を行い、児童相談所や児童福祉施設・関係機関等との調整を行います。

○配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力被害者から相談を受け、関係機関と連携し支援を行っています。





3 地域で活躍する多様な担い手を育む

～人、場、活動、情報などの社会資源がつながる地域づくり～

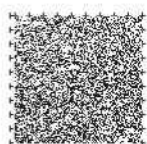
■方策⑤ 「支え手」「受け手」の関係を超えて誰もが活躍できる地域づくり

I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり

具体的な取り組みの内容	頁
1) 福祉的な配慮や支援に関する情報を発信し、属性や世代に関わらず誰もが気軽に福祉活動に参加できる機運を醸成します。	P 96
2) 地域住民が身近な福祉課題の解決を試みる活動を支援します。	P 97
3) 学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進を図ります。	P 98

II. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

具体的な取り組みの内容	頁
1) 様々な地域福祉活動を周知するとともに、ライフスタイルや興味等に応じて活動に参加することができる取り組みを進めます。	P 99
2) 若年層が地域の課題解決を体験し、自らが地域社会の一員であることを実感する機会の提供を進めます。	P 100
3) 地域福祉活動の担い手となるための機会の提供や試みを進めます。	P 101

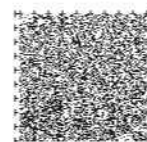


★主体別の取り組み（方策⑤） 「支え手」「受け手」の関係を越えて
誰もが活躍できる地域づくり

市民		
・福祉教育・学習での学びや自身の興味のある分野を通して福祉への関心を高めるとともに、個々の生活環境やライフスタイル等の中で無理のない範囲で福祉活動に取り組んでみる。 ・身近な地域での関わりや、ボランティア養成講座などを通じて、地域福祉活動に参加し、自ら進んで役割を引き受けてみる。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・団体の活動状況を積極的に発信し、住民の関心を高める。 ・新たな構成員を積極的に受け入れる環境づくりに努める。	・地域における公益的な取り組みや社会貢献活動を積極的に発信し、住民の福祉課題への関心を高める。 ・場の提供など、住民主体の協議の場づくりに協力する。	

市	社会福祉協議会
・無理なくできる福祉活動の情報や地域の福祉課題を学ぶ機会の提供に努める。 ・担い手を育む取り組みを創意工夫のもと進める。	
・地域福祉に関する広報啓発や教育などの環境整備に関する方策を検討・実施する。	・学校や地域で福祉教育を進める。 ・ボランティア講座を実施し、グループ化、ネットワーク化を進めるとともに活動を支援する。
< 主な関連施策や事業等 > ・地域支えあい事業 ・鯉城学園 ・生活援助軽サービス事業 ・生涯学習センター ・なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル ・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業 ・市民活動推進センター ・生活援助軽サービス事業 等	< 主な関連施策や事業等 > ・地域支えあい事業（事業の受託） ・鯉城学園（運営の受託） ・福祉教育・福祉学習 ・なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル ・地域福祉活動やボランティア、NPO活動を身近に感じる啓発事業 ・市・区社協ボランティアセンター 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 「知る・学ぶ」を通じた地域福祉の意識づくり

具体的な取り組み

現状と課題 (21 頁)

1) 福祉的な配慮や支援に関する情報を発信し、属性や世代に関わらず誰もが気軽に福祉活動に参加できる機運を醸成します。

通勤電車の中で体の不自由な人に席を譲るような配慮や、身近な地域の中で心配な人に声をかける行為は、相手のことを気にかけて、ちょっとした福祉活動と言えます。私たちは、常に意識しているわけではありませんが、誰かを支え、ときには誰かに支えられ、あるいはともに支えあう関係性の中で、自分らしく生活することができています。

年齢や性別、障害の有無、国籍などの特性や背景が異なるあらゆる人々が、仕事や学校など個々のライフスタイルや生活環境の中で無理なくできる福祉活動を、広報誌やインターネット、SNSなどを通じて積極的に取り上げ情報発信を行うことで、誰もが気軽に地域福祉活動に参加できる機運を高めていきます。

★事例 メンタルネットきた出前講座の取り組み

北区精神保健福祉ネットワーク「メンタルネットきた」は、精神医療・保健・福祉の機関が中心となり、ネットワークを生かしながら「誰もがこころ健やかにくらせるまちづくり」を目指して活動しています。精神保健福祉に関わる地域の理解者・支援者を増やしていくための活動の一つとして、「メンタルネット出前講座」を実施しています。出前講座では、メンタルネットきた・相談支援機関の紹介や当事者・家族からのメッセージの紹介、精神障害の基本的な説明などを行い障害者理解の推進に取り組んでいます。

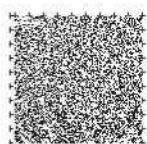


★事例 地域支えあい事業の広報活動の取り組み

千種区の千代田橋学区では、隔月発行される学区の広報誌に地域支えあい事業のコーナーを毎回掲載することで、多くの住民へ事業に関しての様々な情報を発信しています。また、事業啓発グッズとしてウェットティッシュの作成・配布も行いました。各啓発物には、学区の地域支えあい事業のキャラクターの「ちよたん」を活用し、より住民に親しみのある事業を目指しています。



困ったときはお互いさま	
千代田橋学区地域福祉推進協議会 地域支えあい事業	
★令和元年度 ボランティア実績報告	
登録者数: 76人 (H30年度 58人)	
延べ活動者数: 1,445人 (H30年度 1,237人)	
ポイント数: 5,197p (H30年度 4,423p)	
＜おもなボランティア内容＞	
◎ ごみ出し ... 週に1回・廃品回収	◎ ボランティア活動の紹介し書
◎ 話し相手	◎ 入浴の見守り
◎ 外出支援 ... 買物・通院・院内介助・家の受け取り	
◎ 清掃し取り付けのみの、業者との交渉から取り付けの立ち合い	
★地域のサロン開始時期などは担当者にお尋ねください。	



★事例 切手収集などの活動（ボラの活動風景）

個人や企業、事業所等から使用済み切手をご寄託いただき、形を整えてから次の寄付先に届ける活動をしています。寄付先が活用しやすいよう、消印を残して台紙の余白部分を整えながらハサミで切る活動に、高齢者やデイケアの利用者等が「気軽にできるボランティア」として参加されています。また2か月に1度集まって活動している「ポストの会」には老若男女問わず参加いただいています。



★事例 なごやボラねっと

市社協では、「名古屋市・区社協ボランティア情報サイト なごやボラねっと」という名古屋市内のボランティア関連情報をまとめたサイトを運営しています。「なごやボラねっと」は、市・区社協に登録されているボランティア団体の情報、ボランティア募集情報、イベント・講座情報を閲覧することができます。また、参加したいボランティアがあれば、サイト内「応募・お問い合わせ」ページから直接連絡をすることも可能です。



名古屋市・区社協ボランティア情報サイト

なごやボラねっと

二次元コード



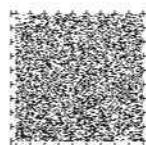
2) 地域住民が身近な福祉課題の解決を試みる活動を支援します。

地域福祉推進協議会活動や「地域支えあい事業」の活動連絡会議、地域福祉活動計画の策定・推進に関する会議など住民主体の協議の場や地域ケア会議・生活支援協議体の場において、関係者とともに身近な福祉課題を明らかにすることを通じて、地域住民等が自ら課題を把握するための支援をコミュニティワーカーや関係機関の専門職等が行います。

また、明らかになった福祉課題を住民自らが解決を試みることを支援するため、見守り活動や地域支えあい活動などの住民主体の福祉活動の立ち上げを丁寧に支援します。

★事例 支えあいマップづくりの推進

緑区の相原民生委員児童委員協議会では、日ごろの地域での支えあい活動、共助の仕組みをつくることを目的として、「支えあいマップ」を作成しています。地域住民にとって関心が高い「災害時の助けあい」をテーマに、区社協コミュニティワーカー・いきいき支援センターの職員とともに支援が必要な人と周辺にお住まいの方との日頃の助けあい、支えあいの状況を住宅地図に図示して点検する取り組みを行いました。



★事例 地域住民とともに身近な福祉課題の解決を図る取り組み

天白区社協では地域福祉活動計画に参画する地域住民・団体、関係機関のメンバーがグループに分かれ、計画に定める項目を推進しています。「情報弱者へ情報を届ける仕組みづくり」のグループでは、ICT技術の有用性から、区の地域包括ケア推進会議・生活支援協議体と連携し、生活に必要な福祉情報等を発信するためのICTツールの活用について検討してきました。現在はさらに一歩進み、発信された情報をその活用が難しい高齢者等の情報弱者に、人と人とのつながりを介して届けるモデルの試行実施に取り組んでいます。



3) 学校や地域における福祉教育・福祉学習の推進を図ります。

地域住民が地域での様々な課題に気づき、多様性を理解しながら、その解決に向けて取り組めるよう福祉教育・福祉学習の内容の充実を図ります。各区社協は、福祉学習サポーターと協働し、学校の授業や地域における住民の集いの場などを利用し、福祉体験学習や障害者・高齢者などの当事者を講師とした交流・学習プログラムを推進します。そのために、各区の特色や既存のつながりを活かし、福祉学習サポーターや関係団体などが集まり、地域で共生意識を進める企画検討を行います。

また、生涯学習という観点から、「鯉城学園」や各区の「生涯学習センター」において、地域に親しみ、地域に関心をもつことができるような学習機会の提供と地域での活動体験の充実を図ります。

■福祉学習サポーターの養成

市・区社協では、平成27年度から学校や地域における福祉教育・福祉学習を推進する協力者として、自身の体験・経験から福祉・共生意識の内容を伝えるゲストティーチャーの役割を担うとともに、福祉学習の啓発の企画をする福祉学習サポーターを養成しています。

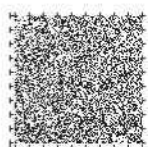


★事例 子どもの体験型福祉学習イベント

港区社協では、子どもたちが生活に密着した知識を身に付ける学びの場や、世代や国籍、障害の有無を超えた交流活動を地域福祉活動計画のワーキングメンバーが知恵を出し合い企画・実施しています。その代表的な活動が「子ども食堂で学び合ってミーナ」です。これまでに、外国籍の子とともにお金の



使い方を学ぶ「おこづかいゲーム」や「駄菓子屋さん」、障害当事者との「押し花工作」や「手話体験」・「お買い物体験」などを実施しました。身近な体験から「ふくし」に触れるきっかけづくりをしています。



★事例 名古屋市高年大学鯉城学園の取り組み

市内在住の60歳以上の人を対象とした「鯉城学園」は、生きがいづくりと地域活動の核となる人材の養成を目的として運営しています。卒業生の同窓会組織である「鯉城会」及び市内16区の「区鯉城会」における学習会・講演会・作品展やボランティア活動など身近な地域での活動を支援しています。



Ⅱ. 誰もが意欲を持ち能力を発揮しながら地域福祉活動に参加できる機会の提供

具体的な取り組み

現状と課題（32頁）

1) 様々な地域福祉活動を周知するとともに、ライフスタイルや興味等に応じて活動に参加することができる取り組みを進めます。

様々な地域福祉活動やボランティア、NPOの活動の様子を、地域住民に分かりやすく周知します。

また、ライフスタイルや興味等に合わせて地域福祉活動に参加できるようにするため、各々に適した地域福祉活動を選べるメニューの提示を進めるとともに、必要な情報が分かりやすく伝わる情報提供の工夫を行います。

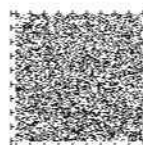
★事例 人と環境にやさしい「ライ麦プロジェクト」の取り組み

守山区社協では、高齢者・障害者・子どもといった世代や、支える人・支えられる人といった固定的な立場にとらわれることなく、それらの垣根を超えて、あらゆる人が地域活動に参加できる「ライ麦プロジェクト」を推進しています。ライ麦ストローを作るまでには、さまざまなプロセスがあり、それぞれ好きな作業、好きなタイミングで参加しています。一人ひとりが地域の中で役割（しごと）を持つことで、人とのつながりを深め、自分らしくいきいきと暮らせるまちづくりを目指しています。



■つながり・支えあおう地域福祉のすゝめ

地域福祉の取り組みに役立つ講演を実施するとともに、地域住民等が主体となって取り組んでいる地域福祉活動の事例を発表する機会を設けることで、助けあいの意義を市民に向けて啓発するとともに、活動者間の学び合いの場を提供しています。



★事例 人と人がつながる場所「つなしょ」の取り組み

一般社団法人つながり探究所は、守山区において、子どもも大人も高齢者も障害のある人もない人も、誰もがつながることができる第3の居場所づくりを目指して「つなしょ」を運営しています。フードパントリーや子ども食堂、フードドライブ、生活困窮者や外国人市民等への食材物資の提供を行っており、放課後には子どもたちとその保護者の居場所になっています。小さな頃に遊びに来ていた子どもたちが、今では運営に関わっていることもあり、また、生活に困難を抱えて相談に来た人にも運営の役割を担ってもらい、つながりを絶やさないようにするなど、属性や世代を問わず様々な人がボランティアとして携わることで、「つなしょ」では“お互いさまの関係”が広がっています。



★事例 生活援助軽サービスの取り組み

ひとり暮らしの高齢者等を対象に、日常生活上の軽易な援助を行うことで、自立した生活を送ることができるよう支援する「生活援助軽サービス」をシルバー人材センターへの事業委託により実施しています。

この事業では、例えば除草や屋内外の清掃・整理、簡易な小修繕等、高齢者の経験と能力・技術を活かしたサービス提供が行われています。

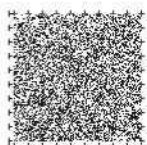
また、シルバー人材センターに登録している高齢者がサービスを提供することにより、高齢者の支えあいの仕組みとしても機能しています。

2) 若年層が地域の課題解決を体験し、自らが地域社会の一員であることを実感する機会の提供を進めます。

大学生等が、地域における課題を知り、地域福祉活動等を通じた課題解決を経験することで、地域社会の一員である意識を高めていくことを目指します。そのために、大学生によるボランティアグループ活動と社会福祉協議会等との連携事例をもとに、若年層がボランティアや地域福祉活動にふれることができるきっかけをつくります。

■なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル

未来を担う若者を育み、地域貢献意欲を高めるため、名古屋市内の大学の地域連携等支援部署の担当者がつながり、若者（大学生）のボランティア活動や地域福祉活動の意義・支援方法等について協議・共有する場「なごやか地域福祉・大学ラウンドテーブル」を年6回程度実施しています。若者の興味・関心のあるテーマを通じて、多様な人との「出会い・気づき・学びの場」を創出し、若者のボランティアや地域福祉への関心を高めるきっかけづくりをしています。



★事例 中川区市営住宅万場荘での「学生入居モデル事業」の取り組み

中川区市営住宅万場荘では、住宅の空き家増加や高齢化に伴い自治会の活動の担い手不足や団地コミュニティの希薄化などの課題の解決に向けて、名古屋市、住宅供給公社、同朋大学が連携して空き家の有効活用を進めています。

入居している学生は、買い物支援や清掃などの自治会活動に参加しており、今後も学生の活躍が期待されています。



3) 地域福祉活動の担い手となるための機会の提供や試みを進めます。

市民活動推進センターや市・区社協ボランティアセンターにおける各種ボランティア講座や研修の開催などにより、地域住民自らが担い手になることができるように支援します。この支援にあたり、NPOなどの団体と協働で講座を開催するなど、講座内容や講座受講後の活動の幅が広がるような工夫をします。

併せて、市民活動推進センター及び市・区社協ボランティアセンターでは、ボランティアグループや市民活動団体の活動支援、組織化、NPO法人設立の支援を通じて、地域における住民の自主的な活動を推進します。

また、社会福祉法人や企業等の分野にとらわれない横のつながりづくりを促進するとともに、つながりを活用した様々な地域福祉活動を検討・試行することを通じて、参画した多様な主体が活動の担い手となる機会づくりを進めます。

■市民活動推進センター

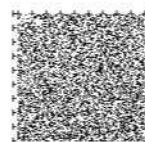
市民活動を促進するための総合的な支援拠点です。市民活動についての情報発信・交流・講座などを通じて市民活動のサポートを行っています。

■市・区社協ボランティアセンター（市内17センター）

ボランティア活動をしたい人、必要とする人の相談やボランティア団体の運営上での困りごとについての相談にのります。ボランティアに関する情報誌の発行、ホームページでの活動紹介、ボランティア講座等も行っています。

★事例 ほらマッチ!なごや

市民活動推進センターと市社協では、大学・企業・NPOとの協働により、「ボランティアをしたい人」と「ボランティアを必要としている団体・施設」を結びつけるボランティア・マッチングイベント「ほらマッチ!なごや」を開催しています。様々な分野の団体・施設が出展し、直接面談することで、自分のやりたいことや条件に合ったボランティアを探すことができます。また、ボランティア体験や講座などを通し、ボランティアに関する知識や経験を深めることもできます。



■方策⑥ 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

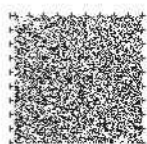
具体的な取り組みの内容	頁
1) 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進します。	P 104
2) 社会福祉法人や福祉施設・事業所等による担当分野の専門性を活かした支援を促進します。	P 105

II. 企業の社会貢献活動等との協働

具体的な取り組みの内容	頁
1) 商店や企業等の社会貢献活動のマッチング及び勤労者の地域福祉活動への参加を促進します。	P 106
2) 商店や企業等に地域の福祉活動を周知し、課題解消につながる活動への参画を促進します。	P 106

III. 地域福祉活動を支える環境整備

具体的な取り組みの内容	頁
1) 地域福祉の担い手に対して、地域や活動の実情に応じた支援を進めます。	P 107
2) 地域の中で、社会福祉法人や企業等がつながる場や機会を創出します。	P 107
3) 地域福祉活動の拠点づくりや助成を通じた活動支援を進めます。	P 108

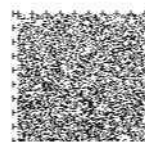


★主体別の取り組み（方策⑥） 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

市民		
・地域団体、社会福祉法人、商店・企業・大学等の多様な主体を同じ地域社会の構成員であることの認識を深め、身近な地域の中でどのような役割を果たしているのか関心を持つ。		
地域活動団体	社会福祉法人	商店・商店街・事業所・企業・大学等
・構成員が地域の福祉活動に参加しやすい制度や雰囲気づくりに協力する。		
・活動に関心を持つ個人のライフスタイルや特性に応じた参加方法に対応する。 ・社会福祉法人など多様な主体との連携をはかる。	・担当分野の専門性を活かした地域支援を行う。 ・地域における公益的な取り組みを行う。	・地域社会の一員として、地域貢献活動を実施する。 ・勤労者の地域福祉活動への参加を促す。

市	社会福祉協議会
・社会福祉法人や福祉事業所、商店や企業等が地域福祉活動への参加、支援ができる仕組みを検討する。 ・地域福祉活動に必要な場やその情報を提供する。 ・地域に根ざした活動や先進的な地域福祉活動にかかる資金の助成を行う。	
・施策の展開にあたっては、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取り組みを進める。	・地域貢献を検討している商店や企業等と地域活動のマッチングを行う。 ・福祉基金の使い道を市民に分かりやすく広報し、寄付の募集を進めるとともに、地域福祉活動に対する助成を行う。
< 主な関連施策や事業等 > ・コミュニティセンター ・文化センター ・社会福祉法人による地域における公益的な取り組みの推進 等	< 主な関連施策や事業等 > ・在宅サービスセンター ・なごや・よりどころサポート事業 ・地域の子ども応援事業 ・福祉基金による助成事業 等

※ < 主な関連施策や事業等 > は、令和7年3月時点の内容です。



I. 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みの促進

具体的な取り組み

現状と課題（35頁）

1) 社会福祉法人等による地域における公益的な取り組みを促進します。

社会福祉法人は、その高い公益性・非営利性を踏まえ、社会福祉法において地域における公益的な取り組みを実施することが責務とされています。

また、社会福祉法人に限らず、介護・障害・保育等の福祉サービスを提供する社会福祉施設や事業所等は、これまで培ってきた経験や専門的な知識や技術を活かし、制度だけでは解決できない地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組むなどの地域貢献が求められています。

そうしたことを踏まえ、営利・非営利を問わず、福祉サービスを提供する社会福祉施設や事業所等による地域における公益的な取り組みを促進します。

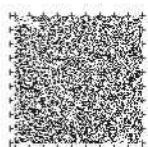
★事例 社会福祉法人等の地域貢献活動

中川区にある社会福祉法人フラワー園は、地域貢献活動として休日の高齢者のデイサービス施設を活用した子ども食堂を行っています。新型コロナウイルスの感染拡大時期でも地域の商店と連携した屋外開催やオンラインで子どもと大学生ボランティアが交流するなど、地域とつながり続けることを重視し、活動を継続しました。現在では認知症カフェと統合し、地域の幅広い世代の人々が交流する活動に発展しています。



■なごや・よりどころサポート事業

孤独・孤立の状態にある人の問題や虐待、生活困窮などを原因として生きづらさを感じている人たちの抱えている福祉課題で、既存の制度やサービスでは解決できないところに着目し、社会福祉法人が連携してそれらの課題を解決することを目的とした事業です。施設の機能や特色を活かした「居場所・サロンづくり事業」、地域住民が抱える生活や福祉の相談を、事業実施施設の職員が包括的に受け止め、専門性やネットワークを活かして対応する「地域のよりどころ相談窓口事業」、児童養護施設等を出て進学や就職する人たちを支援する「若者よりそいサポート事業」、働きたくても事情によりすぐに一般的な仕事に就くことが難しい人たちを支援する「就労支援事業」に取り組んでいます。



★事例 地域のよりどころ相談窓口事業

本事業を実施している施設の一つである「自立支援事業あつた」では、専用の相談室を設置し事業に取り組んでいます。窓口で地域住民から入った相談では、傾聴、証明写真撮影の支援、仕事・暮らし自立サポートセンターへのつなぎといった対応を行いました。住民からの様々な相談を受け止め、必要に応じて適切なサービス等につなぐことで、社会福祉施設が地域住民に身近な存在になれるよう取り組んでいます。

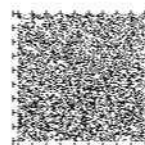


2) 社会福祉法人や福祉施設・事業所等による担当分野の専門性を活かした支援を促進します。

地域の福祉課題・生活課題が複雑化・多様化する中、地域福祉活動を進める上では、専門的な知識が必要になる場合があります。社会福祉法人や福祉施設・事業所等が高い専門性を活かし、活動の担い手が地域福祉活動を円滑に行えるよう支援するための働きかけを行います。

★事例 福祉施設職員による専門性を活かした障害理解の促進

中村区社協では、障害理解を促進するため、小学校、中学校、高校への福祉教育事業において障害当事者と施設の職員に関わっていただいています。障害福祉の専門性を活かしたわかりやすい講話や車いす体験、ボッチャ体験などのプログラムを通じて子どもたちへの深い学びを提供しています。



Ⅱ. 企業の社会貢献活動等との協働

具体的な取り組み

現状と課題（35頁）

1) 商店や企業等の社会貢献活動のマッチング及び勤労者の地域福祉活動への参加を促進します。

社会貢献活動に取り組みたいと考えているが、実際にどのように活動してよいかわからない商店や企業等と地域との福祉ニーズのマッチングを行います。さらに、地域福祉活動の担い手として期待される勤労者の地域福祉活動への参加を促進するための取り組みを進めていきます。

★事例 企業の社員がボランティアとして活躍する福祉活動

中区のNPO法人チェリッシュが運営する地域食堂の「地域食堂おいまつ」では、子育て世帯やひとり親世帯の参加も多く、『食を通じた「とも育て」の場所』を目指して活動しています。

平日の夜間帯などのボランティア不足が悩みですが、地域住民だけでなくフクシマガリレイ株式会社、明治安田生命保険相互会社などの企業の社員が勤務時間を調整したり、会社の休日を利用したりしてボランティアにやってきます。子ども達との交流のほか、食事の配膳、調理から後片付けに至るまで手伝って活動を支えています。



2) 商店や企業等に地域の福祉活動を周知し、課題解消につながる活動への参画を促進します。

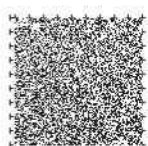
地域にある個々の商店や企業等では、通常業務の中で、高齢者や障害者などへ福祉的な配慮を行っていることが少なくありません。地域福祉活動の担い手としての役割が注目されている商店や企業等に対し、地域における福祉ニーズ及び福祉活動の情報発信を行い、商店や企業等が各々のノウハウを活かし地域における課題を解消できる活動への参画を促進します。

★事例 商店や企業のノウハウを活かした地域福祉の取り組み

北区社協では、中小企業家同友会と区役所・社協との意見交換会がきっかけとなり、小・中学生が区内の商店・企業の提供する様々な「お仕事」を体験する企画を実施しています。当初は小・中学生がそれぞれの商店・企業に足を運ぶ方式でしたが、令和5年度はより多くの体験ができるよう生涯学習センターに会場を集約する方式に変更しました。また、区内の団体が実施する子ども食堂フェスタと連携したこともあり、250名近い



親子の来場がありました。商店・企業と子ども食堂、中学校のキャリアナビゲーターなど多様な主体がつながる場にもなりました。参画する商店・企業数も増加しており、さらに充実した企画になるよう取り組んでいます。



Ⅲ. 地域福祉活動を支える環境整備

具体的な取り組み

現状と課題（35頁）

1) 地域福祉の担い手に対して、地域や活動の実情に応じた支援を進めます。

地域福祉活動を行う中で、それぞれが抱えている課題は地域や活動の状況によって異なります。身近な地域での連絡会や交流会等を通じて、地域福祉活動の実態を把握するとともに、それぞれの地域や活動の実情に応じて、地域福祉の担い手が必要とする支援を進めていきます。

★事例 多様な活動主体が互いの取り組みを学び合う機会づくり

瑞穂区社協では年2回、「子ども食堂・コミュニティ食堂 交流会」を開催しています。瑞穂区内8団体の子ども食堂・コミュニティ食堂や関係機関等が集まり、各団体の取り組み内容の報告・情報共有・意見交換等を行い、運営者や関係者同士の顔の見えるつながりを育んでいます。



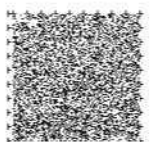
2) 地域の中で、社会福祉法人や企業等がつながる場や機会を創出します。

近年、SDGsへの意識の高まりから食料を取り扱う企業等が子ども食堂など食支援の活動を行う地域福祉団体とつながって、活動が活性化する事例が出てきています。

そのような地域福祉活動における協働を促進するため、社会福祉法人や企業等が分野にとらわれない横のつながりを持てる出会いと学び、協働を生み出す場や機会（プラットフォーム）をつくります。

★事例 子ども食堂ネットワーク

西区子ども食堂ネットワークが主催で、子ども食堂クリスマスイベントを開催しました。区内5カ所の子ども食堂のほか、春日井製菓株式会社などの企業、西区社協等の協力のもと、参加した90名の子ども達に、食事の提供、射的や輪投げ等のゲームを実施しました。また、サンタに仮装したボランティアから、区内の菓子メーカーから提供されたお菓子がプレゼントされました。



3) 地域福祉活動の拠点づくりや助成を通じた活動支援を進めます。

地域福祉活動を行うためには、関係者が集まって相談したり、実際に活動するための拠点となる場所が必要になります。誰もが活動しやすい拠点の環境の整備や情報の発信が重要です。

■コミュニティセンター

市では、各小学校区単位でコミュニティセンターを整備しており、例えば、「ふれあい・いきいきサロン」や「子ども食堂」などの地域福祉活動の実施場所として活用されています。コミュニティセンター及び類似施設が未だ整備されていない小学校区については、条件が整ったところから、引き続き整備を進めます。

■在宅サービスセンター

各区に在宅サービスセンターを整備しています。ふれあいいきいきサロン、はつらつ長寿推進事業、子ども食堂、ひきこもり支援など新たな地域課題に対応する地域福祉活動の活動拠点として、運営しています。

■社会福祉施設

市内の老人福祉施設、保育所、障害者施設などの社会福祉施設では、空いている会議室を貸し出すなどの地域貢献を行っている施設があります。特に、社会福祉法人に対しては、地域における公益的な取り組みの一環として、このような取り組みを積極的に行っていただけるよう働きかけていきます。

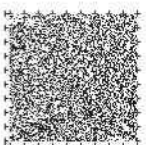
■文化センター

西・中文化センターは、地域住民の福祉の向上と人権啓発のための地域交流の促進を目的として設置されています。

★事例 文化センターでの地域と協力した様々な事業

西・中文化センターでは、毎年5月の憲法週間や12月の人権週間には人権尊重の意識の高揚を図るための記念行事として、講演会や映画会、作品展、パネル展示などを実施し、多くの人に来場いただいています。また、保健センターやいきいき支援センターなどとともに、健康相談や介護予防事業をはじめとする各種相談事業や教室・講座を開催するなど、各相談支援機関と連携して地域福祉の向上に努めています。

また、様々な活動を行う中で、活動場所の確保ができない課題もあります。空きスペースなどの情報収集や、地域福祉活動の場を可能な範囲で提供していただけるよう商店街・事業所・企業や大学等に働きかけを行います。



★事例 社会福祉施設を活用したふれあい・いきいきサロン

社会福祉法人ニコニコハウスの高齢者のデイサービス施設では、地域の3つの町内会が合同で運営する「ふれあいサロン・つるの里」が行われ、毎回子どもから高齢者まで多くの地域住民が参加し、気軽にお話や喫茶を楽しんでいます。デイサービス施設の閉所日（休日）に地域の活動主体へ場所を貸すことで、地域の交流の場を提供しています。



地域福祉活動を積極的に行う地域福祉推進協議会を支援するため、活動費の助成を行います。また、「地域支えあい事業」や地域の子ども応援事業など特定の活動を目的とした地域福祉活動への助成を行います。

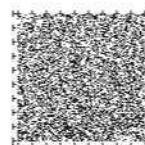
★事例 地域の子ども応援事業

「子どもの主体的な活動応援事業」として助成を受けて活動を行っている団体の一つに「稲生学区すみれっ子」があります。西区の民家を会場に毎週1回夕方、子どもの居場所づくり活動として駄菓子屋さんを開いています。ここでは、子どもたち自身がお店当番を担うなど、活動に主体的に関わる機会をつくっています。町内会長や地域のボランティア、同じ学区で開催している子ども食堂の運営者など多くの協力者を得ながら活動しており、子どもだけではなく地域に愛されている居場所になっています。



さらに、福祉基金を活用して、地域のふれあいや交流事業、先駆的な地域福祉の活動などの地域福祉活動に対して助成を行っています。この福祉基金に継続的な積み立てを行うため、基金への寄付を募る活動を積極的に行うとともに、限られた財源を必要性の高い地域福祉活動に助成できるよう助成の見直しを検討します。

また、活動団体への支援として、市民や企業等からNPO等への寄付を促進するためのイベントや寄付募集に関する講座、助成金情報の提供等を行います。なお、寄付文化の醸成にあたっては、多様な寄付の在り方や、使い道の広報など寄付者の納得が得られる仕組みを検討していきます。



■福祉基金

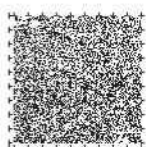
福祉基金は、地域ぐるみの福祉活動を応援し、ふれあいのある豊かな福祉風土を市民とともに作りあげていくことを目的とした基金です。基金により、近隣同士の支えあい・助けあい活動、子育てサロン等のふれあい・交流活動、ボランティア活動の応援、地域の支えあい事業を立ち上げたい人の応援などの福祉活動が支えられています。その基金を支える個人や企業等の寄付には、遺贈によるものや香典返しに代えて寄付されたものもあります。

なお、福祉基金の設置・管理は市社協が行い、基金の運営にあたっては「福祉基金運営委員会」を設置し適正な運営に努めています。

★事例 学びと体験を通じた共同募金運動の理解

共同募金運動は、地域福祉活動の財源確保の取り組みであり、住民参加の促進や活動主体の育成、その助成を通じて、地域の課題解決を図る地域福祉活動の一つです。

瑞穂区では、ボランティア体験講座の一環として、小中学生が助成を受けた団体から直接共同募金の使い道の説明を受けるとともに、募金活動へ参加していただき、募金運動への理解を深める取り組みを行っています。



3つの「取り組むべき方向性」を支える連携・協働の仕組みづくり

具体的な取り組み

現状と課題（39頁）

1) 相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

3つの「取り組むべき方向性」を効果的に進めていくためには、地域福祉に携わる様々な活動の担い手や関係機関、市社協、区社協、行政などが、相互理解を図り、ネットワークを組んで連携・協働を推進するための場が必要です。

例えば、小学校区レベルの場では、前述した「地域福祉推進協議会」や地域支えあい事業における地域住民を主体とした「地域支えあい活動連絡会議」などが考えられます。区レベルでは、「地域ケア会議」、「生活支援協議体」、「自立支援連絡協議会」、「区連携会議」、「なごやこどもサポート区連絡会議」、市レベルでは、本計画の懇談会のような多様な関係機関・団体が集まる場が考えられます。

こういった場づくりを行うとともに、その活性化によって相互理解を図り、顔の見えるつながりづくりを支援します。

なお、これらの仕組みづくりや支援にあたっては、既存の各種協議体との関係性を整理し、地域住民や専門職等の負担とならないような協議の場の設置や活用を進める必要があります。

■地域福祉推進協議会

18ページを参照ください。

■地域支えあい活動連絡会議

地域支えあい事業を実施している小学校区ごとに設置している住民主体の会議です。地域の高齢者が抱えている生活課題の把握とその支援方法の検討を行います。

■地域包括ケア推進会議

個別ケースの支援内容の検討、ケアマネジメントの支援、地域支援ネットワークの構築、地域課題の把握などについて、多職種で連携・協働するために、介護保険法第105条の48に基づき、区ごとに設置しています。

■生活支援協議体

67ページを参照ください。

■自立支援連絡協議会

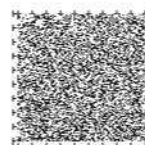
地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、区ごとに設置しています。

■区連携会議（重層的支援体制整備事業）

関係機関や地域団体等との連携を深め、複合的な生活課題を抱えた人や世帯の支援に向け、事例を通じて連携上の課題の確認や対応の方向性を検討する等の協議を行うため、重層的支援体制整備事業の推進母体として区ごとに設置しています。

■なごやこどもサポート区連絡会議

児童虐待等の問題解決のため、各区において関係機関の連絡調整、情報交換を実施するなごやこどもサポート区連絡会議を設置し、地域の力を生かした虐待防止ネットワークづくりを促進しています。



2) 地域や分野を超えた連携・協働を進めます。

区などの地域（圏域）を超えた広域的な課題や、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などの複数の分野にまたがる課題については、市役所内の部局や区役所・保健センター、市・区社協の枠組みを超えた横断的な対応が必要となります。

「地域福祉に関する懇談会幹事会・ワーキング」等の市役所及び市社協内部における部局間の連携や、区役所及び区社協との連携・協働による取り組み等、地域や分野を超えた連携・協働を進めます。併せて、様々な福祉関係者による協議体である市・区社協のネットワークを活かし、行政も含めた地域に関わる様々な団体との連携・協働を引き続き進めます。

また、医療と介護の分野においては、地域での生活を支える在宅医療と介護の連携を推進するため、「在宅医療・介護連携推進会議」を設置し、医療機関と介護事業者の連携の仕組みづくりを推進します。

★事例 連携・協働による地域福祉の推進を目指して

今回の計画をつくるために、「地域福祉に関する懇談会」において様々な団体の代表者や市民、市と市・区社協の様々な部署の職員がともに地域福祉を考えてきました。



多様な地域住民が参加して計画を策定し、実行し、評価する過程が、それ自体地域福祉推進の実践そのものであり、地域福祉の取り組みにあたっては、計画をつくることも大切ですが、そのためにお互いの顔を見ながら話し合うことで生まれる関係が重要なポイントです。

★事例 多様で個性豊かな地域活動が生まれる取り組み

緑区の片平学区では、なごや環境大学とコラボして、「住み続けたいまちにする」ための目標“片平ゴールズ”を定めました。計画作成に地元の商店や企業、小中学校の児童生徒や関係団体、社会福祉法人、区役所等行政機関、区社協が参画し、より良い地域を目指し住民同士で話し合いを重ねました。現在は目標の達成に向けて取り組んでいます。

みんな事ワークショップ

日時 ①期：令和5（2023）年4月24日（土） 10:00～12:00
 ②期：令和5（2023）年5月17日（水） 10:00～12:00
 ③期：令和5（2023）年10月25日（水） 13:30～15:30
 場所 いずれも 片平ふれあいセンター

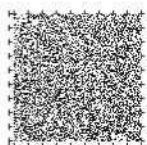
片平学区でSDGsな街づくりがスタート

「片平学区はーいんSDGsプロジェクト」では、2023年度に3回にわたってSDGsみんな事ワークショップを開催しました。

1回目のワークショップでは、最先端に実施したプロジェクトを報告し、各グループについて、グループで目標を定め、意見を交換しました。

2回目のワークショップでは、1回分の意見を整理し、11の目標が達成されました。各グループは、その目標を達成するための具体的な取り組みを話し合いました。

3回目のワークショップでは、2回分のワークショップで出した意見を整理し、最終的な目標設定を行いました。グループごとに目標達成に向けた取り組みを行い、目標達成に向けた取り組みを話し合いました。



3) 個人情報の取扱いと管理についての理解促進を図るとともに、地域福祉活動のための個人情報の共有のあり方を整理します。

個人情報及び個人のプライバシーは、個人の人格に結びついた大切な情報です。地域の助けあい活動や見守り活動といった顔の見える関係づくりや災害発生時の支援活動の中では、家族構成や障害の有無といったデリケートな情報を取り扱うことが想定されますが、そうした個人情報を大切にすることは、相手を一人の個人として尊重することであり、相手との信頼関係を構築する基礎となります。

一方で、信頼関係を前提として、必要な手順を踏めば提供することが可能な情報であっても、個人情報保護を理由に関係者に提供されず、「支援の壁」となっている場合があります。

地域福祉の推進にあたっては、個人情報を保護するとともに、情報を適切に取り扱い、効果的に活用したうえで、円滑・的確な支援を行うことが求められます。

そこで、個人情報の取扱いと管理についての理解促進を図るとともに、安心して地域福祉活動を進めるにあたっての、個人情報の「保護」と支援における「活用」に関する考え方や、地域における個人情報の共有のあり方についての整理を進めます。

★事例 地域福祉活動における個人情報の取扱いを周知する取り組み

市では、地域で見守り活動を行っている人の見守り活動に関する不安が少しでも解消され、安心して見守り活動を行っていただけるよう、見守り活動の目的や方法、個人情報の取扱いや相談・連絡先等、見守り活動に関する手順やポイントをまとめた「見守り活動虎の巻」を作成し、見守りに携わる人への研修等において活用しています。



「見守り活動虎の巻」

